

# 平成27年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会27-①)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 審判手続					
施策の概要	<p>審判手続は、公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令又は課徴金納付命令に対する再審査を行い、審決を行う手続である。</p> <p>(審判手続は、平成25年独占禁止法改正法により廃止されたが、同改正法附則第2条の規定により、平成27年3月31日までに排除措置命令又は課徴金納付命令に係る事前通知が行われた事件については、なお従前の例によることとされている。)</p>					
達成すべき目標	2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続(廃止前の審判規則第18条における「審判手続」であり、審判開始の通知から両当事者が最終意見陳述を終了するまでの手続)を終結させる等、審決に至る審判手続の適正な運用を図ることにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	4,330	4,020	3,919	
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	4,330	4,020		
執行額(千円)	2,758	2,734				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標(注1)	審判手続に要する期間(注2)	実績値					評価対象年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	相当程度進展あり
		32.6か月	15.6か月	16.8か月	16.5か月	32.4か月		
	年度ごとの目標値	2年以内						
	審判手続の運用状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	相当程度進展あり
別紙のとおり。								
年度ごとの目標値								

(注1) 景品表示法違反事件審決、同意審決を除く審決を対象とする。

(注2) 当該年度に行われた審決について、審判手続開始から審判手続終了までの期間を平均したもの。期間については、30日を1月として概算している。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>審判手続に要する期間を2年以内とする目標については、今回評価期間に出された審決について要した審判手続の期間は、平成25年度においては16.5月と目標を達成したが、平成26年度は32.4月、今回評価期間の平均では27.3月であり、若干目標とする期間を超過しているものの、同一事件(多数当事者によるカルテル事案)についての審判事件30件が併合され、実質的に1件として審理されたものが2年を超えたことによる影響を考慮すると、ほとんど目標を達成しているということができ、相当程度進展があると考えられる。</p> <p>また、審決取消訴訟が提起されなかった審決の割合は若干減少しているものの、審決のほとんどは判決により取り消されておらず、公正かつ自由な競争の維持・促進に資するよう、審判手続の適切な運用ができていると考えられる。</p>
	施策の分析	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、適切な審決のために必要かつ有効であり、効率的に実施されていると評価できる。</p> <p>しかし、審判手続に2年超を要する事案があることから、平成25年改正法附則第2条の規定により係属中の審判事件について、引き続き、効率的な審判手続の運営に取り組んでいく必要がある。</p>
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>平成25年改正法附則第2条の規定により係属中の審判事件に関し、その審決の内容の公正を確保するため、引き続き審判手続の適正な運用を図っていく。</p> <p>なお、審判手続は、平成25年改正法によって廃止された。</p>	

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・実績評価書資料の表2(「審決取消訴訟が提起されなかった審決件数」)記載の「審決件数」が、「うち審決取消訴訟が提起されなかった審決件数」及び表3(「審決取消訴訟によって取り消された審決件数」)記載の「審決取消訴訟提起件数」の合計件数にならないのはなぜか。(小西委員)  (表2記載の「うち審決取消訴訟が提起されなかった審決件数」は、当該年度内に審決を行った事案のうち、審決取消訴訟が提起されなかった審決の件数であり、審決取消訴訟が翌年度に提起されている事案もある。一方、表3は、当該年度内に審決取消訴訟が提起された件数であり、前年度に審決を行った事案も含まれている。また、表3は東京高等裁判所の事件番号数で数えており、例えば、平成26年度であれば、多数当事者によるカルテル事案について、排除措置命令及び課徴金納付命令に係る30件の審決を行ったところ、うち24件について審決取消訴訟が提起され、東京高等裁判所では、まとめて1件の事件番号で扱っていることから、1件の審決取消訴訟が提起されたと整理している旨回答した。)</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「独占禁止法違反事件の処理状況」(平成25年度及び平成26年度)  (注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>審決訟務室</p>	<p>作成責任者名  (※記入は任意)</p>	<p>審決訟務室長  岩下 生知</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年4月～7月</p>
--------------	--------------	-----------------------------	--------------------------	-----------------	-------------------

		施策の進捗状況(実績)				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
測定指標	審判手続の運用状況	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。  ① 審決取消訴訟が提起されなかった審決件数(注1)[10件]  ② 審決取消訴訟によって取り消された審決件数(注2)[1件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。  ① 同左[7件]  ② 同左[0件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。  ① 同左[3件](注3)  ② 同左[1件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。  ① 同左[9件]  ② 同左[1件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。  ① 同左[8件]  ② 同左[0件]
	年度ごとの目標値	審判手続の適正な運用を図る。				

(注1) 当該年度になされた審決(景品表示法違反事件審決及び平成17年改正前の独占禁止法に基づく同意審決は除く。)のうち、審決取消訴訟が提起されなかったものの件数

(注2) 当該年度に提起された訴訟のうち、審決の全部又は一部が取り消されたものの件数(一部、前年度になされた審決を含む。)

(注3) 平成24年度の実績値は、被審人以外の者によって審決取消訴訟が提起された審決を含む。

## 1. 評価対象施策

### 独占禁止法違反行為に対する措置等 審判手続

#### 【具体的内容】

審判手続は、公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令又は課徴金納付命令に対する再審査を行い、審決を行う手続である。

（審判手続は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号。以下「平成 25 年改正法」という。）の施行（平成 27 年 4 月 1 日）により廃止された。ただし、平成 25 年改正法附則第 2 条の規定により、平成 27 年 3 月 31 日までに排除措置命令及び課徴金納付命令に係る事前通知が行われた事件については、なお従前の例によることとされている。）

## 2. 施策の目標（目標達成時期）

2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続（廃止前の審判規則第 18 条における「審判手続」であり、審判開始の通知から両当事者が最終意見陳述を終了するまでの手続）を終結させる等、審決に至る審判手続の適正な運用を図ることにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する（平成 25 年度及び平成 26 年度）。

## 3. 評価の実施時期

平成 27 年 4 月～7 月

## 4. 評価の観点

- (1) 審判手続は適切な審決を行うため必要か（必要性）。
- (2) 審判手続は適切な審決が出される上で有効なものであったか（有効性）。
- (3) 審判手続は効率的に行われたか（効率性）。

## 5. 施策の実施状況

### (1) 審判手続の概要

審判手続は、公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令（平成 25 年改正法による改正前の独占禁止法（以下「法」という。）第 49 条）又は課徴金納付命令（法第 50 条）に対する再審査を行い、審決（法第 66 条）を行う手続であり、原処分不服のある者から審判請求があった場合には、

公正取引委員会は原則として審判手続を開始しなければならない（法第 52 条第 3 項）。審判請求をする者は、審判請求書において、命令の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするように請求の趣旨を記載し、原処分に対する主張を明らかにしなければならない（同条第 2 項）。また、審査官は、審判に立ち会い、原処分の原因となる事実及び法令の適用並びに原処分が相当であることについて主張し、証拠の申出その他必要な行為をすることができる（法第 58 条）。被審人は、審判に際して、原処分が不当である理由を述べ、かつ、これを立証する資料を提出すること等ができる（法第 59 条）。

公正取引委員会は、審判手続において取り調べられた証拠によって事実を認定して、審決を行う（法第 68 条）。

なお、公正取引委員会は、審判手続の全部又は一部を審判官に委任することができ（法第 56 条）、実際、審判官によって審判手続の一部が行われることが一般的である。審判官が審判手続の一部を行った場合、審判官は審決案を作成し、これを事件記録とともに公正取引委員会に提出し（平成 27 年公正取引委員会規則第 2 号による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（以下「規則」という。）第 73 条）、公正取引委員会はこれらを踏まえて審決を行う。審決は、被審人に審決書の謄本を送達することによって効力を生ずる（法第 70 条の 2 第 3 項）。

（注） 審判官が審判手続を行った場合、被審人は公正取引委員会に対し直接陳述の申出（法第 63 条、規則第 76 条）を行うことができ、また、審査官及び被審人は、審決案に対する異議の申立て（規則第 75 条）ができる。

審判手続について、規則においては、審判官は、2 年以内のできるだけ短い期間内に審判手続（審判開始の通知から両当事者が最終意見を陳述することにより結審するまでの手続）を終結させることを目標として、充実した手続を実施することにより、当該目標を実現するよう努め、審判官、審査官及び被審人又はその代理人は、適正かつ迅速な審理の実現のため、審判手続の計画的な進行を図らなければならないとしている（規則第 18 条）。

## (2) 審判手続に要する期間

評価対象期間である平成 25 年度及び平成 26 年度の審判手続開始から審判手続終結（結審）までの期間は、表 1 のとおりである。

表 1 審判手続開始から審判手続終結（結審）までの期間（注 1, 2）

	年 度	審決件数	平均期間（月）	うち 2 年以内で手続終結した件数
前 回	平成 22 年度	22	32.6	7
	平成 23 年度	12	15.6	12

評価期間	平成 24 年度	13	16.8	12
	<b>評価期間全体</b>	<b>47</b>	<b>20</b>	<b>31</b>
今回評価期間	平成 25 年度	15	16.5	13
	平成 26 年度	32	(注3) 32.4	(注4) 2
	<b>評価期間全体</b>	<b>47</b>	<b>27.3</b>	<b>15</b>

(注1) 景品表示法違反事件審決及び同意審決を除く。

(注2) 当該年度に行われた審決について、審判手続開始から審判手続終了までの期間を平均したもの。期間については、30日を1月として概算している。

(注3) 平成26年度の審決件数は33件であるが、うち1件は、審判手続を経ず審決を行ったものであるため、期間の計算に当たっては考慮しない。

(注4) 平成26年度の審決件数32件のうち30件は同一事件であり、多数当事者によるカルテル事案に係る審判手続が併合され、実質的には1件として審理されており、その余の2件は2年以内で審判手続が終了している。

### (3) 審判手続の運用状況

審決については、東京高等裁判所にその取消しを求める訴訟（以下「審決取消訴訟」という。）を提起することができる（法第77条）。平成22年度以降、審決取消訴訟が提起されなかった審決件数等については、表2のとおりである。また、審決取消訴訟によって取り消された審決件数は表3のとおりである。

表2 審決取消訴訟が提起されなかった審決件数（注1）

	年 度	審決件数	うち審決取消訴訟が提起されなかった審決件数	審決取消訴訟が提起されなかった審決の割合
前回評価期間	平成 22 年度	22	10	45.5%
	平成 23 年度	12	7	58.3%
	平成 24 年度	13	(注2) 3	23.1%
	<b>合 計</b>	<b>47</b>	<b>20</b>	<b>42.6%</b>
今	平成 25 年度	15	9	60%

回 評 価 期 間	平成 26 年度	33	8	24.2%
	合 計	48	17	35.4%

(注 1) 景品表示法違反事件審決及び同意審決を除く。

(注 2) 被審人以外の者によって審決取消訴訟が提起された審決を含む。

表 3 審決取消訴訟によって取り消された審決件数 (注 1, 2)

	年 度	審決取消訴訟 提起件数	うち取り消され た審決件数 (注 3)
前 回 評 価 期 間	平成 22 年度	11	1
	平成 23 年度	4	0
	平成 24 年度	(注 4) 5	1
	合 計	20	2
今 回 評 価 期 間	平成 25 年度	6	1
	平成 26 年度	2	0
	合 計	8	1

(注 1) 審決取消訴訟提起件数は、当該年度内に東京高等裁判所に提起された審決取消請求訴訟件数を、裁判所の事件番号数で数えているものである。

(注 2) 景品表示法違反事件審決及び同意審決を除く。

(注 3) 判決によって取り消された審決の件数を、当該審決取消訴訟が提起された年度に従って集計したもの。

(注 4) 被審人以外の者によって審決取消訴訟が提起された審決を含む。

## 6. 評価

### (1) 必要性

審判手続は、市場構造等を踏まえて違法性を判断する必要がある独占禁止法違反行為について、司法手続に類似した対審構造型の争訟的聴聞手続を採用して当事者に主張・立証の機会を十分に与え、その上に立って適切な審決を行うことが必要であるとの考えに立ち、法により定められている手続である。審判手続は、平成 25 年改正法により廃止されたが、施行日現在において係属しているもの等については、当事者の手続の安定性等の観点から、なお従前の例に

よることとされているものであり、これらについては、法律にのっとって適正に手続を進めることが必要である。

## (2) 有効性

審判手続の有効性について、審判手続により適切な審決が出されていれば、被審人が審決に対して審決取消訴訟を提起せず、また、審決取消訴訟が提起されたとしても審決が取り消されないとの観点から評価を行った。

まず、表2のとおり、今回評価期間に出された48件の審決のうち、審決取消訴訟が提起されなかったのは17件であり、その割合は35.4%である。

なお、前回評価期間に出された47件の審決のうち、審決取消訴訟が提起されなかったのは20件であり、その割合は42.6%であることと比較すると、今回評価期間に審決取消訴訟が提起されなかった審決の割合が若干低くなっている。

次に、表3のとおり、今回評価期間に審決取消訴訟が提起された8件の審決のうち、少なくとも東京高等裁判所における判決が下されている6件において取り消された審決は、1件にとどまっており（5件は勝訴が確定）、審決取消訴訟が提起された審決のほとんどは判決により取り消されていない。前回評価期間に審決取消訴訟が提起された20件の審決についても、取り消された審決は、2件にとどまっており、前回評価期間から今回評価期間まで引き続き、取り消される件数は少ないままである。

以上を踏まえて、有効性について検証を行う。

今回評価期間に出された審決について、審決取消訴訟が提起されなかった審決の割合は35.4%と、前回評価期間の42.6%から若干減少している（ただし、いずれの期間においても、分母が50件を下回り、審決取消訴訟が1件提起されると2%以上割合が変化することに留意する必要がある。）。審決取消訴訟が提起される割合が前回評価期間に比して増えていることについては、その性質上当該割合には増減があるところ、審判手続の有効性を判断するに当たっては、審判手続を経て出された審決が取り消されることなく確定しているか否かが重要であると考えられる。

この点を踏まえれば、平成25年度及び平成26年度のいずれも、ほとんどの審決は判決によって取り消されていないことから、審判手続は有効であると評価できる。

なお、前回評価期間に比して審決取消訴訟が提起される割合が若干増えているため、平成25年改正法附則第2条の規定により係属中の審判事件について、引き続き適切な審判手続の運用をさらに図っていく必要がある。

## (3) 効率性

審判手続の効率性については、今回評価期間における審判手続に要する期間の観点から評価を行った。

まず、審判手続の開始から審判手続終結（結審）までに要する期間を2年以内とすることを目標としているところ（規則第18条）、今回評価期間全体における審判開始から審判手続終結（結審）までの平均期間は、表1のとおり、平均27.3月であり、全体の31.9%に当たる15件が2年以内に審判手続を終結している。

これを年度ごとにみると、平成25年度においては、平均期間が16.5月、2年以内に結審した件数が13件であり、十分目標を達成していると評価できる水準である。

また、平成26年度においては、平均期間が32.4月、2年以内に結審した件数が2件となっており、目標を達成できていないように見えるが、平成26年度の32件中、2年以上の期間を要した30件は同一事件であり、多数当事者によるカルテル事案が併合されて実質的に1件として審理されていたものである（所要期間：2年8か月）。同年度のその余の2件は2年以内に審判手続を終結しているものであり、このことを考慮して、併合された多数当事者によるカルテル事案を1件とみなすと平成26年度の平均期間は23.1月であり、おおむね目標に近い実績を達成できていると評価できる。

以上から、全体としてはほぼ目標を達成できていると評価できるものであり、審判手続は効率的に運営されているといえるが、平成26年度において、目標期間を超えていることから、平成25年改正法附則第2条の規定により係属中の審判事件について、引き続き、2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続を終結させるよう努める。

#### (4) 総合的評価

##### ア 目標達成度合いの測定結果

- (7) 各行政機関共通区分  
相当程度進展あり

##### (イ) 判断根拠

審判手続に要する期間を2年以内とする目標については、今回評価期間に出された審決について要した審判手続の期間は、平成25年度においては16.5月と目標を達成したが、平成26年度は32.4月、今回評価期間の平均では27.3月であり、若干目標とする期間を超過しているものの、同一事件（多数当事者によるカルテル事案）についての審判事件30件が併合され、実質的に1件として審理されたものが2年を超えたことによる影響を考慮すると、ほとんど目標を達成しているということができ、相当程度進展があると考えられる。

また、審決取消訴訟が提起されなかった審決の割合は若干減少しているものの、審決のほとんどは判決により取り消されておらず、公正かつ自由

な競争の維持・促進に資するよう、審判手続の適切な運用ができていていると考えられる。

#### イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、適切な審決のために必要かつ有効であり、効率的に実施されていると評価できる。

しかし、審判手続に2年超を要する事案があることから、平成25年改正法附則第2条の規定により係属中の審判事件について、引き続き、効率的な審判手続の運営に取り組んでいく必要がある。

#### ウ 次期目標等への反映の方向性

##### ○ 施策

平成25年改正法附則第2条の規定により係属中の審判事件に関し、その審決の内容の公正を確保するため、引き続き審判手続の適正な運用を図っていく。

なお、前記1記載のとおり、審判手続は、平成25年改正法によって廃止された。

## 7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 表2記載の「審決件数」が、「うち審決取消訴訟が提起されなかった審決件数」及び表3記載の「審決取消訴訟提起件数」の合計件数にならないのはなぜか。</p> <p>(表2記載の「うち審決取消訴訟が提起されなかった審決件数」は、当該年度内に審決を行った事案のうち、審決取消訴訟が提起されなかった審決の件数であり、審決取消訴訟が翌年度に提起されている事案もある。一方、表3は、当該年度内に審決取消訴訟が提起された件数であり、前年度に審決を行った事案も含まれている。また、表3は東京高等裁判所の事件番号数で数えており、例えば、平成26年度であれば、多数当事者によるカルテル事案について、排除措置命令及び課徴金納付命令に係る30件の審決を行ったところ、うち24件について審決取消訴訟が提起され、東京高等裁判所では、まとめて1件の事件番号で扱っていることから、1件の審決取消訴訟が提起されたと整理している旨回答した。)</p>	小西委員
--	------

平成27年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会27-②)

施策名	下請法違反行為に対する措置等 取引慣行等の適正化					
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。					
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応、取引実態調査の実施公表を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	8,730	9,041	9,299	
		補正予算(b)	0	0		
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	8,730	9,041		
執行額(千円)	7,323	6,610				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	相談事例の公表件数	実績値					評価対象年度 25年度・26年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
		12	11	13	12	14	目標達成	
	年度ごとの目標値	10件以上						
	取引実態調査結果の公表件数	実績値					評価対象年度 25年度・26年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
		1	1	1	1	0	進展が大きくない	
	年度ごとの目標値	2回以上						
	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 25年度・26年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
		別紙1のとおり。						相当程度進展あり
	年度ごとの目標値							
独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 25年度・26年度	達成	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
	別紙2のとおり。						相当程度進展あり	
年度ごとの目標値								
取引実態調査の実施公表を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況(注)	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 25年度・26年度	達成	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
	別紙3のとおり。						進展が大きくない	
年度ごとの目標値								

(注) 平成25年度事前分析表においては、本施策の有効性・効率性を評価するため取引実態調査の「調査実施期間」及び「調査所要人数」を指標としていたが、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、外部への周知状況が測定できる内容に変更した。

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 測定指標のうち、「相談事例の公表件数」について目標を達成した。 また、「独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況」及び「独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況」については、独占禁止法違反行為の未然防止という目的に対し、相当程度進展した。 一方、「取引実態調査結果の公表件数」及び「取引実態調査の実施公表を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況」については、進展が大きくなかったものの一定程度の効果を挙げており、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与したと考えられる。

評価結果	施策の分析	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であり、またその活動は効率的であったと評価できる。</p> <p>しかし、取引実態調査については、事業者等に対して業界における独占禁止法上の問題点や考え方について広く周知を行うことにより、事業者等による自主的な改善の契機となることから、実態調査を実施する必要があるものの、競争政策上の問題点の把握につながらなかった案件があったため平成25年度においては1件、従来の取引実態調査に比べて多大な作業量を伴ったため平成26年度においては0件の公表にとどまったことを踏まえると、年間2件以上の目標を達成するため、より競争政策上の問題点が強く疑われる分野を集中的に情報収集した上で、調査結果の公表により取引慣行等の適正化につながる事が十分に見込まれる調査対象を選定するなど、調査手法の見直しにより効率的な業務遂行を図る必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b> 独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るため、現在の目標を維持し、引き続き、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表を行っていく。</p> <p><b>【測定指標】</b> 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があったと評価できる。そのため、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表を行っていく。</p> <p>しかし、取引実態調査については、平成25年度においては1件、平成26年度においては0件の公表にとどまっており、平成24年度以前においても年間1件の公表が続いているため、より競争政策上の問題点が強く疑われる分野を集中的に情報収集した上で、調査結果の公表により取引慣行等の適正化につながる事が十分に見込まれる調査対象を選定するなど、調査手法の見直しにより効率的な業務遂行を図る必要がある。</p> <p>また、取組の内容の充実の観点からは、全国の商工会議所、商工会等との連携を強化し、今後も引き続き効率的なガイドラインの普及・啓発に努めるとともに、新たな事業を行おうとする事業者等にとって参考となる新規性のある相談事例の公表を行っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引実態調査については、平成25年度及び平成26年度で目標を達成しておらず、平成24年度以前についても1件の公表となっており、測定指標の目標設定に課題があるのではないか。(若林委員) (意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。)</li> <li>平成26年度の取引実態調査について、多大な作業量を伴ったためと記載されているが、スケジュール管理は適切であったのか。(田辺委員) (当初の想定よりも多大な作業量となってしまった点は反省点と考えており、意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。)</li> <li>取引実態調査結果の公表件数を測定指標としているが、公表件数を指標とした場合、調査に着手した事案の内容により結果が左右されてしまうこととなるが、そのような性格の指標を立てる意味があるのか。(小西委員) (調査結果を公表することによって、独占禁止法違反行為の未然防止の効果がより強く期待できるものと考えており、施策の目標について、当委員会が何を目標として業務を遂行するのかという点も踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</li> <li>取引実態調査について、なぜ調査対象の選定が効率性につながるのか分かりにくい。(小西委員) (意見を踏まえて修正を行った。)</li> </ul>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①「独占禁止法に関する相談事例集(平成25年度)について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成26年6月18日</p> <p>②「独占禁止法に関する相談事例集(平成26年度)について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成27年6月17日</p> <p>③「ガソリンの取引に関する調査について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成25年7月23日</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
---------------------------	---

担当部局名	取引部取引企画課 取引部取引調査室 取引部相談指導室	作成責任者名 (※記入は任意)	取引企画課長 田辺 治 取引調査室長 山口 正行 相談指導室長 松本 博明	政策評価実施時期	平成27年4月～7月
-------	----------------------------------	--------------------	---	----------	------------

		施策の進捗状況(実績)				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
測定指標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① ガイドラインの説明会の開催件数[38件]</p> <p>② ガイドラインの説明会の参加者数[約3,550名]</p> <p>③ 不当廉売ガイドラインの説明会の開催件数[8件]</p> <p>④ 不当廉売ガイドラインの説明会の参加者数[約410名]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[59件]</p> <p>② 同左[約3,510名]</p> <p>③ 同左[7件]</p> <p>④ 同左[約280名]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[90件]</p> <p>② 同左[約3,980名]</p> <p>③ 同左[7件]</p> <p>④ 同左[約250名]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[102件]</p> <p>② 同左[約5,490名]</p> <p>③ 同左[5件]</p> <p>④ 同左[約170名]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[69件]</p> <p>② 同左[約4,050名]</p> <p>③ 同左[5件]</p> <p>④ 同左[約120名]</p>
	年度ごとの目標値	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を行う。				

		施策の進捗状況(実績)				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
測定指標	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>事業者等からの ① 相談件数[1,700件]</p> <p>公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数[39,512件]</p> <p>②</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[1,497件]</p> <p>② 同左[34,288件]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[1,203件]</p> <p>② 同左[35,325件]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[1,046件]</p> <p>② 同左[36,205件]</p>	<p>以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。</p> <p>① 同左[1,068件]</p> <p>② 同左[35,250件]</p>
	年度ごとの目標値	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を行う。				

	施策の進捗状況(実績)				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
取引実態調査の実施公表を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況	以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。  公正取引委員会ウェブサイトに掲載された取引実態報告書(本体)の平均アクセス数[6,631件]	以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。  ① 同左[2,495件]	以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。  ① 同左[4,633件]	以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。  ① 同左[5,268件]	以下を始め、取引実態調査の実施公表を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。  ① 同左[0件](注)
	公正取引委員会ウェブサイトに掲載された取引実態報告書(概要版)の平均アクセス数[7,908件]	② 同左[4,116件]	② 同左[4,008件]	② 同左[11,043件]	② 同左[0件](注)
年度ごとの目標値	取引実態調査の実施公表を行うことにより、独占禁止法違反行為の未然防止を行う。				

(注) 平成26年度においては取引実態調査の公表が行われなかったことから、同年度については0件としている。

## 1. 評価対象施策

下請法違反行為に対する措置等  
取引慣行等の適正化

### 【具体的内容】

独占禁止法に係る各種ガイドライン（取引慣行等の適正化に係るもの）の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。また、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。

## 2. 施策の目標（目標達成時期）

独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談（企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。）への対応、取引実態調査の実施公表を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る（平成 25 年度及び平成 26 年度）。

## 3. 評価の実施時期

平成 27 年 4 月～7 月

## 4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために役立ったか（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

## 5. 施策の実施状況

### (1) 事業者等からの相談への対応

#### ア 相談事例の公表件数

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、事業者等から、これから実施しようとして検討している具体的な事業活動について独占禁止法上問題がないかどうか個別の相談があった場合には、これに回答をしている。当該相談の受付窓口は、公正取引委員会事務総局の本局（東京都に所在。以下「本局」という。）のほか、全国各地の地方事務所及び支所計7か所に設けており、当該窓口の連絡先等については公正取引委員会ウェブサイト等において周知している。

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止に役立てるため、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると考えられる事例を相談事例集として取りまとめ、毎年度公表している。平成22年度以降の相談事例集への掲載事例件数の推移は表1のとおりである。

表1 相談事例集への掲載事例件数 (単位：件)

年度	これまでの実績値			評価対象期間の実績値	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
公表件数	12	11	13	12	14

公表した相談事例集は公正取引委員会ウェブサイトにも掲載されているところ、平成25年度のアクセス数は36,205件、平成26年度のアクセス数は35,250件（各相談事例集（平成13年以降に公表した相談事例集）への各年度のアクセス数合計。平成25年度における同年6月に公表された相談事例集へのアクセス数は9,584件、平成26年度における同年6月に公表された相談事例集へのアクセス数は7,011件となっている。）と多数に上っている。

また、一般社団法人第二地方銀行協会から「事業者等の活動に係る事前相談制度」を利用した相談が寄せられ、回答内容を平成25年6月に公表したところ、当該回答への平成25年度のアクセス数は2,674件、平成26年度のアクセス数は1,444件と多数に上っている。

#### イ 事業者等からの相談件数

平成22年度以降の事業者等からの相談件数の推移は表2のとおりである。

表2 事業者等からの相談件数 (単位：件)

相談者	これまでの実績値			評価対象期間の実績値	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
事業者	1,402	1,197	918	803	832
流通取引に関する相談	1,081	840	640	516	575
技術取引に関する相談	50	42	50	55	38
共同研究開発に関する相談	18	23	19※	17	14
共同行為に関する相談	90	134	87※	125	116
その他	163	158	122	90	89
団体	298	300	285	243	236
合計	1,700	1,497	1,203	1,046	1,068

※ 平成25年度の実績評価書資料「表2 事業者等からの相談件数」における平成24年度の相談件数のうち、「共同研究開発に関する相談」及び「共同行為に関する相談」の件数を入れ替えて記載する誤りがあったことから修正した。修正後の平成22年度から平成24年度における「共同研究開発に関する相談」は、同水準で推移し、「共同行為に関する相談」は、平成22年度及び同24年度は同水準であるが、平成23年度のみ急増している。これは、東日本大震災によって影響を受けた事業者による相談が一時的に増加したことが原因と考えられる。

(2) 取引実態調査の実施公表

公正取引委員会では、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、調査対象とした業界の取引慣行の問題点等について整理した上、当該調査結果を取りまとめて公表している。

平成22年度以降に取引実態調査の結果を公表した件数の推移は、表3のとおりである。

表3 取引実態調査の結果の公表件数 (単位：件)

年度	これまでの実績値			評価対象期間の実績値	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
公表件数	1	1	1	1	0

平成 25 年度においては、「ガソリンの取引に関する調査」（以下「ガソリン調査」という。）を実施し、その調査結果を平成 25 年 7 月 23 日に公表した。ガソリンの流通実態については、以前にも報告書を公表（平成 16 年 9 月、平成 17 年 9 月）しているところ、その後、ガソリン販売業者へのガソリンの仕切価格の決定方式の大幅な変更など競争環境に変化がうかがわれたことから、調査を改めて実施した。

また、公正取引委員会ウェブサイトにて当該報告書を掲載したところ、平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までの 9 か月間において、報告書（本体）に 5,268 件、報告書（概要版）に 11,043 件と多数のアクセスがあった。

平成 26 年度においては、取引実態調査の公表実績はなかった。

### (3) 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

公正取引委員会では、独占禁止法の考え方を明確化することで事業者等の予見可能性を向上させ、独占禁止法違反行為の未然防止を図るために、不当廉売ガイドライン、事業者団体ガイドライン等の各種ガイドラインを策定・公表し、ガイドラインの説明会を開催したり、事業者等が開催する研修会や講演会に講師を派遣したりするなどして、ガイドラインの普及・啓発に取り組んでいる。

近年では、各種ガイドラインの効率的な普及・啓発を図る観点から、①事業者等が開催する会合に公正取引委員会の職員を講師として派遣することにより、事業者等に対するガイドラインの普及・啓発を図るとともに、②全国の商工会議所や商工会に在籍する経営指導員を対象に開催される研修会に公正取引委員会の職員を講師として派遣することにより、経営指導員が事業者等から経営等の相談を受けた際などに当該経営指導員を通じて事業者等に対するガイドラインの普及・啓発を図っている。

また、ガイドラインの中でも不当廉売ガイドラインについては、平成 21 年 12 月に改定した直後は当該ガイドラインの普及・啓発のために全国各地で集中的に説明会を開催し、その後は事業者等から講演を依頼された際に公正取引委員会の職員を派遣して当該ガイドラインについて説明するなど、当該ガイドラインの浸透状況に応じた普及・啓発を行った。

平成 22 年度以降に、事業者等が開催する会合及び商工会議所・商工会の経営指導員向け研修会へ公正取引委員会の職員を講師として派遣した件数及び参加人数の推移は、表 4 のとおりである。

表4 ガイドラインの説明会開催件数・参加人数 (単位：件)

年度	これまでの実績値			評価対象期間の実績値	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
事業者等向け	8 (410)	15 (780)	26 (1,100)	25 (1,440)	18 (1,010)
経営指導員向け	30 (3,140)	44 (2,730)	64 (2,880)	77 (4,050)	51 (3,040)
合計	38 (3,550)	59 (3,510)	90 (3,980)	102 (5,490)	69 (4,050)
上記のうち不当廉 売ガイドラインの 説明会	8 (410)	7 (280)	7 (250)	5 (170)	5 (120)

(注) 括弧内の件数は説明会主催者により示された参加者数 (単位：名)

さらに、全国の商工会議所や商工会が発行する会報誌に、独占禁止法に係る記事を掲載してもらうよう働きかけるなど、ガイドラインの普及・啓発の方法の多様化を図った。なお、当該会報誌に独占禁止法に係る記事を、平成25年度は51回、平成26年度は32回掲載し、全国の商工会議所や商工会の会員に対して広範に独占禁止法やガイドラインの普及・啓発を図った。

## 6. 評価

### (1) 必要性

独占禁止法は、私的独占、カルテル等の不当な取引制限及び不当廉売等の不公正な取引方法を禁止する旨を規定しているが、これらの規定に違反する行為に対する行政措置等は事後的になされるものである。他方で、取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、独占禁止法違反行為に対する事後的な対応だけでなく、未然防止を図ることも重要である。

公正取引委員会では、①独占禁止法上の考え方を示したガイドラインの普及・啓発、②事業者等からの個別相談への対応及び当該相談事例の公表、③事業活動の実態調査の実施及び当該調査結果の公表を行っている。これらの取組は、公正取引委員会における独占禁止法の運用の透明性を一層確保し、事業者等の予見可能性をより向上させ、もって独占禁止法違反行為を未然に防止し、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すことに資することから、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要な取組であると評価できる。

## (2) 有効性

### ア 事業者等からの相談への対応

近年、事業者等からの相談件数は、毎年度1,000件を超える相談を受け付けており、事業者等は、実施しようとする具体的な行為が独占禁止法に照らして問題ないかどうかの相談を積極的に利用している状況にあるといえる。

他方、事業者等からの相談件数が平成23年度から平成25年度にかけて減少しているところ、この背景には様々な要因が考えられる。同期間中に主要なガイドラインの見直し等がなかったこと、また、前記5(1)アのとおり、他の事業者等の参考になると考えられる事例を相談事例集として公表する等、独占禁止法の考え方の明確化に努めており、事業者等にとって予見可能性が高まったことが一因となっているとも考えられる。

事業者等からの相談事例集への掲載事例件数は、年間10件以上とすることを目標としているところ、平成25年度には平成24年度の主要な相談事例12件を掲載した「独占禁止法に関する相談事例集（平成24年度）」を平成25年6月に、平成26年度には平成25年度の主要な相談事例14件を掲載した「独占禁止法に関する相談事例集（平成25年度）」を平成26年6月に公表しており、いずれも目標を達成した。

平成26年6月に公表した相談事例集には、①メーカーが商品開発及び営業戦略の参考とするため、店舗販売業者の過去1年間の販売価格及び陳列方法について卸売業者を通じて報告をさせる事例、②メーカーが販売代理店に対し、一定の販売地域を割り当て地域外での販売を禁止する事例等、流通取引慣行に係る事業者等の関心が高いと考えられる事例を掲載している。

このように相談事例を公表することによって、各種ガイドラインを補って、事業者等の独占禁止法に対する理解を促す効果があるものと考えられる。

また、前記5(1)アのとおり、公正取引委員会ウェブサイトに掲載した相談事例集及び「事業者等の活動に係る事前相談制度」を利用した相談に対する回答内容へのアクセス数は、平成24年度より引き続き35,000件を超えており、多数を維持している。

このように、多数の事業者等が公正取引委員会に事前相談し、さらに、当該相談の事例が広く多数の事業者等に認知されることによって、事業者等の予見可能性が向上し、一層の取引の適正化が図られていることから、平成25年度及び平成26年度における独占禁止法に係る事業

者等からの相談への対応の取組は、事業者等における取引慣行等の適正化のために有効な取組であったと評価できる。ただし、相談事例集のアクセス数は、平成26年度に若干の減少がみられることから、引き続き、事業者等の関心の高い事例を掲載するなど、掲載内容の充実に努める必要がある。

#### イ 取引実態調査の実施公表

取引実態調査においては、年間2件以上の調査結果の公表を目標としているところ、平成25年度においては、1件（ガソリン調査）の公表、平成26年度においては、0件の公表といずれも目標を下回った。

年間2件以上の公表とした目標の設定は、取引実態調査を担当する取引調査室の職員数（平成25年度、平成26年度定員6名）、取引実態調査に要する業務量、これまでの公表件数の実績、他の業務の状況を勘案したものである。

平成25年度における調査結果の公表が1件となった理由は、調査を実際に実施したところ、独占禁止法上の問題を評価するに当たって、環境変化をしばらくみる必要があることとしたものなど、公表に至らなかった案件があったためである。ただし、公表に至らなかった案件においても、ヒアリング等を通じて、関係者等の独占禁止法上の考え方や留意点の理解向上につながることもあり、取引慣行の改善の契機となり得るものと考えられる。

平成26年度における調査結果の公表が0件にとどまった理由は、着手した実態調査が、対象製品の製造業者、卸売業者及び最終需要者という川上から川下までの全流通過程に係る広範なものであり、かつ、製造業者に対する調査を踏まえて卸売業者に対する調査を実施し、更にそれらを踏まえて最終需要者に対する調査を実施するなど、従来の実態調査に比べて多大な作業量を伴ったためである。

また、公正取引委員会ウェブサイトにはガソリン調査の報告書を掲載したところ、前記5(2)のとおり当該報告書へのアクセス数が多数に上り、平成26年4月から平成27年3月までの1年間においても、平成25年度に引き続きアクセスは多数に上った（報告書本体は5,443件、報告書概要版は4,913件）。

さらに、ガソリン関連の業界団体から説明会等への参加依頼を受けるなど、ガソリン調査への関心の高さがうかがえた。

以上のことから、取引実態調査は、平成25年度においては一定程度の効果を挙げたといえる。しかしながら、取引実態調査の公表は、独占禁止法の考え方や留意点の理解向上につながるものであるところ、

平成25年度及び平成26年度の各年度において2件以上の調査結果の公表としていた目標を達成することができなかったことから、引き続き、取引実態調査の公表に努める必要がある。

ウ 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

ガイドラインの普及・啓発活動を実施することにより、どの程度事業者等の予見可能性が向上し、独占禁止法違反行為の未然防止が図られているかという観点から、ガイドラインの説明会開催件数・参加者数と事業者等からの相談件数の推移をみると、ガイドラインの説明会開催件数・参加者数については、平成25年度は増加したものの平成26年度は前年度よりも減少し平成23年度を若干上回る水準にとどまった。

また、事業者等からの相談件数については、平成25年度は減少したものの、平成26年度は微増した。

表5 ガイドラインの説明会開催件数・参加者数と相談件数の推移

(単位：件)

年度	これまでの実績値			評価対象期間の実績値	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
ガイドラインの説明会開催件数 (参加者数)	38 (3,550)	59 (3,510)	90 (3,980)	102 (5,490)	69 (4,050)
上記のうち不当 廉売ガイドラインの説明会開催 件数(参加者数)	8 (410)	7 (280)	7 (250)	5 (170)	5 (120)
相談件数	1,700	1,497	1,203	1,046	1,068

(注1) 当該数値は、表4に記載の数値を再掲

(注2) 括弧内の件数は説明会主催者により示された参加者数(単位：名)

ガイドラインの説明会開催件数・参加者数について、平成26年度に前年度よりも減少したのは、説明会開催件数・参加者数のうち商工会議所、商工会等が開催する経営指導員研修向けが約7割を占めているところ、平成24年度及び平成25年度における同研修を平成23年度と比べて2倍近く開催したことにより、経営指導員研修が一巡した後の期間に当たったためと考えられる。加えて、公正取引委員会は、商工会議所、商工会等に独占禁止法のリーフレットやガイドライン等の送付

を行っており、これらの普及・啓発活動を通じて、独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性が高まってきていることも、平成26年度の説明会開催件数・参加者数の減少につながったと考えられる。

また、ガイドラインの説明会のうち、不当廉売ガイドラインの説明会の開催件数・参加者数については、平成25年度及び平成26年度にかけて減少した主な理由としては、同ガイドラインに特に関心の高いガソリン及び酒類等の業界団体が、自らの法務担当者等による独占禁止法の研修を積極的に実施するようになってきていることが考えられる。

以上のことから、リーフレットやガイドラインの送付を行うなど、事業者等のニーズに合わせて対応しているものの、ガイドラインの説明会件数・参加者数は減少していることから、全国の商工会議所、商工会等との連携を強化していく必要がある。

### (3) 効率性

#### ア 事業者等からの相談への対応

事業者等からの相談への対応及び相談事例の公表に係る業務については、本局において、職員6人が従事している。このほか、地方事務所及び支所においては、相談対応を専門に担当する部署は存在しないが、地方事務所及び支所の総務課及び経済取引指導官の合計17人が他の業務との兼務で相談対応に従事している。

このように少人数の体制で、日々、事業者等から寄せられる多数の相談に対応し、相談事例を取りまとめ公表を行っているところ、公正取引委員会が平成25年度に受け付けた相談1,046件及び平成26年度に受け付けた相談1,068件の処理日数をみると、それぞれ、平成25年度においては、95.2%の事案、平成26年度においては、89.9%の事案（平成24年度においては92.9%）について、相談を受け付けた日から7日以内に回答している。7日以内に回答した比率は、おおむね90%以上と高い水準であり、迅速な処理を維持できている。

以上のことから、平成25年度及び平成26年度におけるこれらの取組は効率的に行われていると評価することができる。

#### イ 取引実態調査の実施公表

平成25年度に調査結果を公表したガソリン調査は、前記5(2)及び6(2)イのとおり、公正取引委員会ウェブサイトには報告書を掲載したところ継続的に多数のアクセスがあり、業界団体から独占禁止法についての講演の依頼を受けるなど、ガソリン業界等における関心の高さがうかがわれ、事業者等に対して効率的に調査結果を周知することができ、

もって取引慣行等の適正化に寄与したものと考えられる。

ただし、年間2件以上の調査結果の公表を目標としているところ、平成25年度の取引実態調査の公表件数が1件、平成26年度は0件にとどまったことを踏まえると、より競争政策上の問題点が強く疑われる分野を集中的に情報収集した上で、調査結果の公表により取引慣行等の適正化につながる事が十分に見込まれる調査対象を選定するなど、調査手法の見直しにより、取引実態調査における業務の効率性を高める必要がある。

#### ウ 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

ガイドラインの普及・啓発は、事業者等にとってルールの明確化や予見可能性の向上に資することから、独占禁止法違反行為の未然防止が図られることとなり、もって取引慣行等の適正化を効率的に実現する効果を有する。

事業者等が開催する会合に公正取引委員会の職員を派遣するとともに、全国約2,300箇所の商工会議所及び商工会に在籍して相談窓口となっている経営指導員を対象とした研修会に公正取引委員会の職員を派遣してガイドラインの普及・啓発を行うことにより、全国にわたってより多くの事業者等に対して効率的にガイドラインの普及・啓発を図ることができた。

以上のことから、ガイドラインの普及・啓発を通じて、効率的に独占禁止法の考え方について周知が図られ、事務処理に要するコストの削減に寄与していると評価できる。

### (4) 総合的評価

#### ア 目標達成度合いの測定結果

- (7) 各行政機関共通区分  
相当程度進展あり

#### (イ) 判断根拠

測定指標のうち、「相談事例の公表件数」について目標を達成した。

また、「独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況」及び「独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況」については、独占禁止法違反行為の未然防止という目的に対し、相当程度進展した。

一方、「取引実態調査結果の公表件数」及び「取引実態調査の実施

公表を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況」については、進展が大きくなかったものの一定程度の効果を挙げており、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与したと考えられる。

## イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要かつ有効であり、またその活動は効率的であったと評価できる。

しかし、取引実態調査については、事業者等に対して業界における独占禁止法上の問題点や考え方について広く周知を行うことにより、事業者等による自主的な改善の契機となることから、実態調査を実施する必要があるものの、競争政策上の問題点の把握につながらなかった案件があったため平成25年度においては1件、従来の取引実態調査に比べて多大な作業量を伴ったため平成26年度においては0件の公表にとどまったことを踏まえると、年間2件以上の目標を達成するため、より競争政策上の問題点が強く疑われる分野を集中的に情報収集した上で、調査結果の公表により取引慣行等の適正化につながる事が十分に見込まれる調査対象を選定するなど、調査手法の見直しにより効率的な業務遂行を図る必要がある。

## ウ 次期目標等への反映の方向性

### (ア) 施策

独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るため、現在の目標を維持し、引き続き、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表を行っていく。

### (イ) 測定指標

本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があったと評価できる。そのため、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談への対応、取引実態調査の実施公表を行っていく。

しかし、取引実態調査については、平成25年度においては1件、平成26年度においては0件の公表にとどまっており、平成24年度以前においても年間1件の公表が続いているため、より競争政策上の問題点

が強く疑われる分野を集中的に情報収集した上で、調査結果の公表により取引慣行等の適正化につながる事が十分に見込まれる調査対象を選定するなど、調査手法の見直しにより効率的な業務遂行を図る必要がある。

また、取組の内容の充実の観点からは、全国の商工会議所、商工会等との連携を強化し、今後も引き続き効率的なガイドラインの普及・啓発に努めるとともに、新たな事業を行おうとする事業者等にとって参考となる新規性のある相談事例の公表を行っていく。

## 7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 取引実態調査については、平成 25 年度及び平成 26 年度で目標を達成しておらず、平成 24 年度以前についても 1 件の公表となっており、測定指標の目標設定に課題があるのではないか。</p> <p>(意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。)</p>	<p>若林委員</p>
<p>○ 平成 26 年度の取引実態調査について、多大な作業量を伴ったためと記載されているが、スケジュール管理は適切であったのか。</p> <p>(当初の想定よりも多大な作業量となってしまった点は反省点と考えており、意見を踏まえ、今後検討することとしたい旨回答した。)</p>	<p>田辺委員</p>
<p>○ 取引実態調査結果の公表件数を測定指標としているが、公表件数を指標とした場合、調査に着手した事案の内容により結果が左右されてしまうこととなるが、そのような性格の指標を立てる意味があるのか。</p> <p>(調査結果を公表することによって、独占禁止法違反行為の未然防止の効果がより強く期待できるものと考えており、施策の目標について、当委員会が何を目標として業務を遂行するのかという点も踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</p>	<p>小西委員</p>
<p>○ 取引実態調査について、なぜ調査対象の選定が効率性につながるのか分かりにくい。</p> <p>(意見を踏まえて修正を行った。)</p>	<p>小西委員</p>

# 平成27年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会27-③)

施策名	競争政策の広報・広聴等 海外の競争当局等との連携の推進					
施策の概要	二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。					
達成すべき目標	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することによって、海外の競争当局等との連携を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	51,971	53,541	57,718	
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	51,971	53,541		
執行額(千円)	48,914	53,000				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成21年6月2日 平成21年独占禁止法改正法案に対する参経済産業委員会附帯決議					

測定指標	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合(注)	実績値					評価対象年度	達成		
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	目標達成		
		97%	94%	99%	91%	90%				
	年度ごとの目標値	80%以上								
	公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数	実績値					評価対象年度	達成		
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	目標達成		
		16	28	35	34	30				
	年度ごとの目標値	対前年度同水準かそれ以上					16件以上	34件以上	30件以上	
	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況の海外への周知状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成		
22年度		23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	相当程度進展あり			
別紙のとおり。										
年度ごとの目標値										

(注) 「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価又は講義の質について」及び「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」の各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 測定指標のうち、「途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合」及び「公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数」について、目標を達成した。「二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況の海外への周知状況」については、一部の指標について前年度の実績を下回ってはいるものの、英文トップページへのアクセス数は過去最高を更新し続けており、また、海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣件数も累増していることから、当委員会に対する海外からの注目度は一段と増加していると考えられ、海外競争当局との連携の推進、我が国の競争政策の海外への周知という目標に対して、相当程度進展したと考えられるため。

評価結果	<p>施策の分析</p>	<p>途上国等に対する技術研修の参加者に対するアンケート結果によれば、講義構成や講義内容を評価する声がある一方で、講義形式の改善を求める声も寄せられていることから、引き続き、海外競争当局間の協力・連携の強化に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知していく必要がある。</p> <p>しかしながら、測定指標全体を通じて評価すれば、海外の競争当局間協議の開催、ICN等の多国間における検討への参加及び途上国等の競争当局への技術支援の実施並びに海外に対する我が国の競争政策の周知といった取組は、海外競争当局との協力・連携を強化するとともに、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために必要かつ有効であり、またその活動は効率的であったと評価できる。</p> <p>また、海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣数は、これまでの実績値と比べ1.5から3倍と大幅に増加しており、こうした取組は、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上に必要かつ有効であり、前述のとおり、公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセスが過去最高を更新していることから推察されるとおり、効率的であったと評価できる。</p>
評価結果	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 引き続き、海外競争当局間の協力・連携の強化に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知していく。</p> <p><b>【測定指標】</b> 本件取組は、海外の競争当局等との連携を推進するために必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があつたと評価できるが、以下の点について改善する必要がある。</p> <p>a 東アジアやアフリカを中心とする途上国等においては、競争法・競争政策への理解が徐々に進んでいるものの、まだ十分な段階に達しているとはいえず、競争当局の執行力も十分ではない。このような状況下においては、我が国に対して、引き続き、競争法・政策分野に係る技術支援要請がなされる可能性が高く、また、そのニーズも、今後競争当局が経験を積むにつれて質的に高度なものとなっていくことが見込まれる。この点、限られた人的・金銭的リソースの中で被支援国のニーズに適切に応じていくためには、研修参加者からのアンケート等での改善意見を参考に、より効果的な研修内容の検討を行っていく必要がある。</p> <p>例えば、ディスカッション形式の講義をより多く求める意見が出たところ、今後は、更に研修内容を検討し、研修参加者と講師の間の議論の時間を充実させ、研修期間の都合上、それが難しい場合には、研修後に質問等を受け付けるようにする等の対応を検討し、研修の充実を図っていくほか、競争法を導入していない国からの研修生が参加する場合には、講義資料及び講義における説明を工夫し、異なるレベルの競争法・政策を持つ国に対応できるような講義内容とする工夫を行う必要がある。</p> <p>b 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣に関しては、我が国の競争政策の進展状況や公正取引委員会の活動状況等を広く諸外国に発信するため、IBA等の競争当局以外の組織・団体が主催するセミナー等に対しても積極的に講師を派遣してきているところ、積極的な講師派遣により、次回のセミナー等においても主催者から再度の講師派遣を依頼されるという好循環が生まれており、海外に対する我が国競争政策の周知に大きく貢献していると考えられる。よって、今後とも、各セミナー等に対して、積極的に講師派遣を行っていく。</p> <p>c 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実に関しては、海外への情報発信という観点から、引き続き、和文プレスリリースを英訳し、掲載していく必要がある。</p> <p>今後とも、例えば、他の競争当局が関係する事項を英文ページに掲載した場合にはその旨を積極的に当該他の競争当局の担当者に連絡する、英文ページについて国際会議等の場でのプレゼンテーションの機会等を利用して周知するといった普及・啓発活動を行っていくことが必要である。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・英文プレスリリースページ以外にも、最近公表した個別案件等については英文トップページから直接当該案件のページにアクセスすることとなり、当該アクセスは英文プレスリリースページのアクセス件数にカウントされないのであれば、最近公表した個別案件等のアクセス数も評価に反映できるようにすべきではないか。(若林委員) (意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</p> <p>・公正取引委員会ウェブサイトの英文ページについて、国別等で、どのような者が閲覧しているのかが分かれば、次のステップとして、どのようなウェブサイトを構築するか、深掘りしたピンポイントの戦略を作ることができるのではないか。(田辺委員) (意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答に係るアンケート</p> <p>①ベトナム競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>(1)第9回ベトナム競争政策研修(平成25年5月13日～23日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者8名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成25年5月22日 有効回答数:8</p> <p>(2)第10回ベトナム競争政策研修(平成25年11月11日～28日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者8名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成25年11月27日 有効回答数:8</p> <p>(3)第11回ベトナム競争政策研修(平成26年5月19日～30日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者8名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成26年5月28日 有効回答数:8</p> <p>(4)第12回ベトナム競争政策研修(平成25年11月10日～28日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者8名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成26年11月27日 有効回答数:8</p> <p>②フィリピン競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>第1回フィリピン競争政策研修(平成25年4月1日～12日) 調査対象者・人数:本研修参加者17名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成25年4月11日 有効回答数:17</p> <p>③途上国競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>(1)第19回途上国競争政策研修(平成25年8月29日～9月27日) 調査対象者・人数:本研修参加者12名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成25年9月26日 有効回答数:12</p> <p>(2)第20回途上国競争政策研修(平成26年8月14日～9月12日) 調査対象者・人数:本研修参加者6名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成26年9月11日 有効回答数:6</p> <p>④ADB I途上国競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>(1)第1回ADB I途上国競争政策研修(平成25年6月3日～6月7日) 調査対象者・人数:本研修参加者12名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:ADB I 調査日:平成25年6月6日 有効回答数:12</p> <p>(2)第2回ADB I途上国競争政策研修(平成26年6月9日～6月13日) 調査対象者・人数:本研修参加者20名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:ADB I 調査日:平成26年6月12日 有効回答数:20</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	--

担当部局名	官房国際課	作成責任者名 (※記入は任意)	官房国際課長 諏訪園貞明	政策評価実施時期	平成27年4月～7月
-------	-------	--------------------	-----------------	----------	------------

		施策の進捗状況(実績)				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
測定指標	<p>二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p> <p>① 海外の競争当局との二国間協議の開催回数[3回]</p> <p>② ICN(国際競争ネットワーク)(注1)年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数[5回]</p> <p>③ 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注2)の実施回数[6回]</p> <p>④ 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数[7回]</p> <p>⑤ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数のうち, 独占禁止法に基づく法的措置案件及び企業結合案件に係るプレスリリースの掲載件数[12回]</p> <p>⑥ 公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセス数[51,077件]</p> <p>⑦ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースページへのアクセス数[8,590件]</p>	<p>以下を始め, 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p> <p>① 同左[6回]</p> <p>② 同左[3回]</p> <p>③ 同左[5回]</p> <p>④ 同左[12回]</p> <p>⑤ 同左[17回]</p> <p>⑥ 同左[41,543件]</p> <p>⑦ 同左[16,594件]</p>	<p>以下を始め, 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p> <p>① 同左[4回]</p> <p>② 同左[5回]</p> <p>③ 同左[6回]</p> <p>④ 同左[13回]</p> <p>⑤ 同左[16回]</p> <p>⑥ 同左[50,229件]</p> <p>⑦ 同左[79,021件]</p>	<p>以下を始め, 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p> <p>① 同左[4回]</p> <p>② 同左[5回]</p> <p>③ 同左[5回]</p> <p>④ 同左[20回]</p> <p>⑤ 同左[18回]</p> <p>⑥ 同左[75,861件]</p> <p>⑦ 同左[17,766件]</p>	<p>以下を始め, 二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p> <p>① 同左[2回]</p> <p>② 同左[4回]</p> <p>③ 同左[4回]</p> <p>④ 同左[22回]</p> <p>⑤ 同左[16回]</p> <p>⑥ 同左[80,058件]</p> <p>⑦ 同左[15,828件]</p>	
		<p>年度ごとの目標値</p> <p>二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援を積極的に実施し, 並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。</p>				

(注1) ICNとは, 競争法執行における手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり, 平成27年3月現在, 118か国・地域から132の競争当局が参加している。

(注2) 公正取引委員会は, JICA(独立行政法人国際協力機構)等の協力の下, 我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し, 途上国等における競争法の導入または強化に資することを目的として, 途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を開催している。

## 1. 評価対象施策

### 競争政策の広報・広聴等 海外の競争当局等との連携の推進

#### 【具体的内容】

二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。

## 2. 施策の目標（目標達成時期）

二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国（以下「途上国等」という。）の競争当局等への技術支援を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することによって、海外の競争当局等との連携を推進する。（平成25年度及び平成26年度）

## 3. 評価の実施時期

平成27年4月～7月

## 4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、海外競争当局等との連携を推進するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、海外競争当局等との連携を推進するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

## 5. 施策の実施状況

①途上国等に対する技術研修の実施状況、②海外に対する我が国競争政策の周知の状況並びに③二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催状況、多国間における検討への参加状況及び海外競争当局等が主催するセミナー等への講師派遣状況は次のとおりである。

- (1) 途上国等に対する技術研修の実施  
公正取引委員会は、東アジア地域における経済関係の活発化に伴う

競争環境の重要性に鑑みて、また、アフリカ諸国に対する積極的支援を行うという政府の方針に鑑みて、東アジア及びアフリカ地域各国に対し、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）等のスキームを通じ、各国の競争当局の職員を我が国に招いたり、日本の職員を専門家として派遣したりするなどして、競争法の整備・執行に関する技術支援を積極的に行っている。各国の競争当局等の職員を日本側に招いて実施した研修は表1のとおりである。

表1 各研修の実施状況

	年度	実施状況
これまでの実績値	平成22年度	第3回ベトナム競争政策研修（4月7日～27日，5名） 第6回インドネシア競争政策研修（5月17日～6月3日，11名） 第7回インドネシア競争政策研修（8月2日～6日，10名） 第16回JICA途上国競争政策研修（8月17日～9月17日，9名） 第4回ベトナム競争政策研修（11月24日～12月10日，5名） 第8回インドネシア競争政策研修（平成23年2月21日～3月10日，11名）
	平成23年度	第5回ベトナム競争政策研修（5月16日～6月1日，5名） 第17回JICA途上国競争政策研修（9月29日～10月26日，7名） 第6回ベトナム競争政策研修（11月7日～22日，5名） 第1回マレーシア競争政策研修（平成24年1月16日～20日，4名） 第9回インドネシア競争政策研修（平成24年3月5日～23日，11名）
	平成24年度	第7回ベトナム競争政策研修（5月9日～5月25日，4名） 第1回中国競争政策研修（8月20日～28日，14名） 第18回JICA途上国競争政策研修（8月16日～9月14日，10名） 第8回ベトナム競争政策研修（11月12日～29日，8名） 第10回インドネシア競争政策研修（平成25年2月4日～22日，11名） 第2回マレーシア競争政策研修（平成25年3月11日～15日，5名）
評価対象期間の実績値	平成25年度	第1回フィリピン競争政策研修（4月1日～12日，17名） 第9回ベトナム競争政策研修（5月13日～23日，8名） 第1回ADB I途上国競争政策研修（6月3日～6月7日，12名） 第19回JICA途上国競争政策研修（8月29日～9月27日，12名） 第10回ベトナム競争政策研修（11月11日～28日，8名）
	平成26年度	第11回ベトナム競争政策研修（5月19日～30日，8名） 第2回ADB I途上国競争政策研修（6月9日～6月13日，20名） 第20回JICA途上国競争政策研修（8月14日～9月12日，6名） 第12回ベトナム競争政策研修（11月10日～28日，8名）

(注1) 各研修について、括弧内に研修期間及び研修参加人数を記載。

(注2) 表中のA D B Iとは、アジア開発銀行研究所のこと。以下、「A D B I」という。

表1に記載した研修のうち、平成25年度及び平成26年度に実施した各研修の内容は以下のとおりである。

ア ベトナム競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修  
(ベトナム競争政策研修)

公正取引委員会は、J I C Aの協力の下、ベトナムの競争当局であるベトナム競争庁等の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、ベトナムにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、ベトナム競争政策研修を平成20年度から開催するとともに、平成20年9月から当委員会職員1名を長期専門家としてベトナム競争庁に派遣している。

イ フィリピン競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修  
(フィリピン競争政策研修)

公正取引委員会は、J I C Aの協力の下、フィリピンの競争当局である司法省競争庁の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、フィリピンにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、フィリピン競争政策研修を平成22年3月から開催している。

ウ 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修 (途上国競争政策研修)

途上国等では、近年、競争法を導入又は強化しようとする動きが活発化している。これを受けて、公正取引委員会は、J I C Aの協力の下、途上国等の競争当局等の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入又は強化に資することを目的として、途上国競争政策研修を平成6年度から開催しており、平成26年度には、インドネシア、ガーナ、パキスタン及びベトナムの競争当局等の職員が参加した。このほか、平成25年度からはA D B Iの協力の下に途上国競争政策研修を開催しており、平成26年度には、インド、インドネシア、カンボジア、タイ、中国、香港、マレーシア、ミャンマー、モンゴル及びラオスの競争当局等の職員が参加した。

上記のほか、平成24年度から継続して行っている研修として、中国競争当局及びインドネシア競争当局に対する技術研修があり、その内容は次のとおりである。

エ 中国競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修  
(中国競争政策研修)

公正取引委員会は、平成24年5月から平成27年3月まで、JICAの協力の下、中国競争当局の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、中国における競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、技術支援プロジェクトを実施した。

オ インドネシア競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修  
(インドネシア競争政策研修)

公正取引委員会は、JICAの協力の下、インドネシアの競争当局である事業競争監視委員会の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、インドネシアにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、インドネシア競争政策研修を平成21年9月から平成25年9月まで開催した。

また、技術協力の対象となる各国の競争当局等職員が参加する現地セミナー等に対しても積極的に講師派遣を行っており、平成25年度にはベトナム、インドネシア、フィリピン、中国、台湾及び韓国で、平成26年度にはベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、中国、韓国及びケニアで開催されたセミナー等に対し講師派遣を行った。

カ 研修参加者へのアンケート

前記アないしオの技術研修終了時に、研修参加者に対してアンケートを実施している。当該アンケートの「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価について」及び「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」の各項目について、最高評価を5とした5段階評価であれば「5」又は「4」、最高評価を4とした4段階評価であれば「4」又は「3」と評価した回答数の割合は表2のとおりである。

表2 各技術研修終了時に実施したアンケート結果

		ベトナム 競争政策研修	インドネシア 競争政策研修	マレーシア 競争政策研修	中国 競争政策研修	フィリピン 競争政策研修	JICA途上国 競争政策研修	ADB I途上国 競争政策研修	平均
これまでの実績値	平成 22年度	100%	92%	-	-	-	100%	-	97%
	平成 23年度	97%	97%	83%	-	-	100%	-	94%
	平成 24年度	100%	100%	100%	100%	-	97%	-	99%
評価対象期間の実績値	平成 25年度	98%	-	-	-	98%	81%	86%	91%
	平成 26年度	98%	-	-	-	-	89%	83%	90%

(注1) 「-」は、アンケート又は研修を実施していないことを示す。

(注2) 中国競争政策研修におけるアンケートには前記項目が含まれていないため、記載なし。

(注3) 平成26年度のADB I途上国競争政策研修におけるアンケートには、「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」の項目が含まれていないため、集計に含めていない。

前記アンケートにおいては、研修参加者から「すべてのコンテンツが非常に有益であった。」といった講義構成に関する評価（第20回 JICA途上国競争政策研修）や「事件審査の手續・手法や模擬立入検査の講義は、審査部門における日常業務に関連したものであり、大変参考になるものであった。」といった個別の講義内容に関する評価（第2回 ADB I途上国競争政策研修）が寄せられている一方で、「研修生が参加するディスカッション形式の講義をより増やせば、興味が深まり有益である。」（第20回 JICA途上国競争政策研修）といった研修の改善を求める意見も寄せられている。

(2) 海外に対する我が国競争政策の周知状況

海外の競争当局等との連携を推進するためには、公正取引委員会の活動等について広く海外に周知することにより、海外競争当局等に知ってもらう必要がある。このため、公正取引委員会は、英文ウェブサ

イトを充実させるほか、海外の法曹協会が主催し、当該協会の会員である法曹資格者や企業の法務担当者等も多数出席するセミナー等へ講師を派遣する（後述）ことによって、広く海外に対して我が国の競争政策を周知している。

ア 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載

公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数は、表3のとおりである。

平成25年度は34件、平成26年度は30件となっており、平成24年度と比較しておおむね同水準を維持している。

表3 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数 (単位：件)

	年度	独禁法関係	企業結合関係	その他	合計
これまでの実績値	平成22年度	10	2	4	16
	平成23年度	11	6	11	28
	平成24年度	6	10	17	35
評価対象期間の実績値	平成25年度	13	5	16	34
	平成26年度	11	5	18	30

(注) 「独禁法関係」とは、公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」中「独占禁止法（排除措置命令・警告等）」(<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/dksochi/index.html>)及び「独占禁止法（その他）」(<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/dksonota/index.html>)に掲載されているプレスリリースのうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ページに掲載しているものをいう。「企業結合関係」とは、公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」中「企業結合関係」(<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/ma/index.html>)に掲載されているプレスリリースのうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ホームページに掲載しているものをいう。「その他」とは、公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」に掲載されているプレスリリース (<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/index.html>)のうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ページに掲載しているものであって、「独禁法関係」及び「企業結合関係」以外のものをいう。

イ 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス

公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの中でもトップページ（以下「英文トップページ」という。）及びプレスリリースページ（以下「英文プレスリリースページ」という。）は、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するための主要なページである。

英文トップページ及び英文プレスリリースページへのアクセス数は表4のとおりである。

平成25年度及び平成26年度についてみると、英文トップページへのアクセス数は、過去最高となっている。また、英文プレスリリースページへのアクセス数は、飛躍的に増加した平成24年度と比較すると低い水準ではあるものの、平成23年度と比較しておおむね同水準を維持している。

表4 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス数

	年度	英文トップページ		英文プレスリリースページ	
		件数	対前年度比	件数	対前年度比
これまでの実績値	平成22年度	51,077件	93%	8,590件	122%
	平成23年度	41,543件	81%	16,594件	193%
	平成24年度	50,229件	121%	79,021件	476%
評価対象期間の実績値	平成25年度	75,861件	151%	17,766件	22%
	平成26年度	80,058件	106%	15,828件	89%

(注) 公正取引委員会において、英文トップページ（平成22年度は、<http://www.jftc.go.jp/e-page/>。平成23年度以降は、<http://www.jftc.go.jp/en/index.html>）及び英文プレスリリースページ（<http://www.jftc.go.jp/en/pressreleases/index.html>）についてアクセスログの解析を実施。

ウ 海外における公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの紹介  
英文プレスリリースを掲載するなど、英文ページを更新した場合には、海外ジャーナル等にその旨を連絡することとしており、積極的な情報発信に努めている。

なお、英文トップページは、ICN（国際競争ネットワーク）のサイト（<http://www.internationalcompetitionnetwork.org/members/member-directory.aspx>）においてリンク先として掲載されている。

エ 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣

公正取引委員会は、当委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の進展状況や公正取引委員会の活動状況等を広く諸外国に発信するため、IBA（国際法曹協会）等の競争当局以外の組織・団体である海外の法曹協会等が主催するセミナー等に対しても積極的に講師を派遣している。

海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣回数表5のとおりである。

平成25年度及び平成26年度においては、それぞれ20回及び22回と平成20年度以降で過去最高となっている。

表5 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣回数

	年度	回数	派遣先
これまでの実績値	平成22年度	7回	チャタムハウス主催カンファレンス, ABA (米国法曹協会) 秋季会合等
	平成23年度	12回	ABA 春季会合, ABA・IBA 共催国際カルテルワークショップ, IBA・KBA (韓国法曹協会) 競争法カンファレンス, 早稲田大学法科大学院トランスナショナルプログラム等
	平成24年度	13回	アジア競争法協会年次大会, アジア競争法フォーラム, 名古屋大学法科大学院・留学生向け独占禁止法セミナー, 第9回 IBA 競争カンファレンス等
評価対象期間の実績値	平成25年度	20回	ABA 合併シンポジウム, アジア競争法協会年次大会, ABA 国際法部会北京カンファレンス, ABA 反トラスト法部会秋季会合, 第3回 BRICS (ブラジル, ロシア, インド, 中国及び南アフリカ) 国際競争カンファレンス, 第9回アジア競争フォーラム, 競争法・経済学シンポジウム, ABA・IBA 共催国際カルテルワークショップ, 第3回 GCR (グローバル・コンペティション・レビュー) アジア太平洋会議等
	平成26年度	22回	ABA アジア反トラスト会議, 反トラスト法部会秋季会合, ニューヨーク州弁護士会主催国際カルテルプログラム, ニューヨーク州弁護士会年次総会, 第8回ソウル国際競争フォーラム, 競争法フォーラム・アジア競争協会年次大会, UNCTAD (国連貿易開発会議)・ブルガリア競争当局主催ソフィア競争法セミナー, UNCTAD・ウクライナ競争当局主催第4回競争フォーラム, フィリピン競争当局主催第1回全国競争会議, 第4回 GCR アジア太平洋会議, ブリュッセル研究所主催ワークショップ, ドイツ競争当局主催新興競争当局向けワークショップ, ロシア競争当局主催電気通信分野における競争に関するワークショップ

(3) 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催及び多国間における検討への参加並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況の海外への周知

ア 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催

公正取引委員会は、海外の競争当局との協力体制を強化するため、平成11年10月に米国と、平成15年7月にEUと、平成17年9月にカナダとの間で、それぞれ二国間での独占禁止協力協定を締結している。

公正取引委員会では、これらの協定に基づくなどして、各国の競争当局との間で必要に応じ情報交換・意見交換を行うことにより、二国間の連携・協力関係の強化に努めている。

二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催回数は、表6のとおりである。

平成25年度においては4回、平成26年度においては2回となっており、前年度までと比較しておおむね同水準を維持している。

表6 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催回数 (単位：回)

	年度	競争当局間協議の開催回数					
		対米国	対EU	対カナダ	対韓国	その他	計
これまでの実績値	平成22年度	0	0	0	2	1	3
	平成23年度	0	1	1	2	2	6
	平成24年度	1	1	0	1	1	4
評価対象期間の実績値	平成25年度	1	1	1	1	0	4
	平成26年度	1	0	0	1	0	2

(注) 「対韓国」には、地方事務所間意見交換の開催回数を含む。

#### イ 多国間における検討への参加

公正取引委員会は、多国間の枠組みにおける国際協力促進のための取組に対して積極的に参加・貢献している。多国間の枠組みにおける国際協力促進のための取組としては、ICN、OECD（経済協力開発機構）、東アジア競争政策トップ会合などが挙げられる。その取組の中でも、ICNは、競争法執行の国際的収れんを目的として平成13年10月に発足した、各国・地域の競争当局から成るネットワークであり、平成27年3月現在、118か国・地域から132当局が参加している。公正取引委員会は、ICN発足以来、主要当局により構成されるICN運営委員会のメンバーであり、平成19年6月から平成24年9月まで、竹島一彦前委員長がICNの副議長を務めたほか、平成19年6月以降、公正取引委員会はICNで取りまとめられた報告書等の利用促進を主導している。

ICNには、カルテル、単独行為、企業結合、競争唱導等の作業部会があり、平成23年5月から平成26年4月まで、公正取引委員会の事務総局幹部がカルテル作業部会の共同議長を務め、同年5月以降は同作業部会第1サブグループ(SG1)の共同議長を務めている。

ICNでは、毎年、通常、4月から6月の間に年次総会が開催される。そこで、各作業部会の1年間の活動が報告されるとともに、作業部会ごと

にテーマを定めて講演及び討議が行われる。日常的には、作業部会ごとに、当該作業計画に基づいて、電話会議やメールで議論が進められているほか、競争当局の実務担当者が審査の手法や問題点などを共有し、議論するためのワークショップ等が開催されている。カルテル、競争唱導等のテーマごとに開催される電話セミナーも開催されており、スピーカーとして積極的に参加し、審査局の担当者がプレゼンテーションを行うなどしている。

公正取引委員会は、これら年次総会、ワークショップ等にパネルディスカッションの討論者（パネリスト）等として参加するなど、ICNの活動に積極的に参加している。

ICN年次総会及び各作業部会ワークショップの開催回数・出席回数は、表7のとおりである。

年次総会及び各作業部会ワークショップの合計開催件数は、平成25年度においては5回、平成26年度においては4回であり、前年度までと比較しておおむね同水準であったところ、公正取引委員会は、その全ての会合に出席した。

表7 年次総会及び各作業部会ワークショップへの開催回数・出席回数

	年度	開催回数	出席回数	スピーカー等としての参加状況
これまでの実績値	平成22年度	5回	5回	第9回年次総会 第12回カルテルワークショップ 第8回企業結合ワークショップ 第2回単独行為ワークショップ 第2回競争当局の有効性に関するハイレベル・ワークショップ
	平成23年度	3回	3回	第10回年次総会 第13回カルテルワークショップ 第1回競争当局の有効性に関するハイレベル・ラウンドテーブル
	平成24年度	5回	5回	第11回年次総会 第3回単独行為ワークショップ 第14回カルテルワークショップ 第1回アドボカシーワークショップ 第9回企業結合ワークショップ
評価対	平成25年度	5回	5回	第12回年次総会 第15回カルテルワークショップ 第4回単独行為ワークショップ

	年度	開催回数	出席回数	スピーカー等としての参加状況
象期間の実績値				第2回アドボカシーワークショップ 第1回審査手続に関するラウンドテーブル
	平成26年度	4回	4回	第13回年次総会 第16回カルテルワークショップ 第3回アドボカシーワークショップ 第10回企業結合ワークショップ

(注) 「スピーカー等」とは、年次総会及び各作業部会ワークショップでの各セッションにおけるスピーカーやモデレーターをいう。

## 6. 評価

### (1) 必要性

複数国の競争法に抵触する事案、一国による競争法の執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等に適切に対応するために、競争当局間の相互理解の促進、人脈形成、海外における我が国の競争政策に対する認識の向上等のための取組が一層重要になっており、二国間の競争当局による協議の開催、多国間の競争当局における国際協力促進のための取組への参加、途上国等の競争当局に対する技術支援等の実施、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上等により、競争当局間の協力・連携を推進していく必要がある。

例えば、東アジアを中心とする途上国等においては、競争法・競争政策への理解が徐々に進んでいるものの、まだ十分な段階に達しているとはいえ、競争当局の執行力も十分ではないことから、今後も積極的に途上国等の競争当局に対する技術支援等を実施していく必要がある。

また、多国間の協力枠組みの1つであるICNについては、平成26年度行政事業レビューでも「ICNの活動及び組織運営に関して、分担金支出も含め積極的に関与していくこととする」という評価を行っており、引き続き、ICNの活動に参加する必要がある。

### (2) 有効性

#### ア 途上国等に対する技術研修の実施

途上国等に対する我が国における技術研修については、平成25年度は5回、平成26年度は4回と開催件数が減少しているが、これはJICAによる技術支援プロジェクト期間の終了や途上国側の現地研修ニーズの増大等によるものであり、本邦研修に対する途上国等からの実施要請には全て応じている。また、参加者に対して実施し

たアンケートの結果、いずれの研修においても、当該研修が有効であったとの回答が80%を超えており、施策の目標を達成している（最も低かった平成25年度のJICA途上国競争政策研修でも、81%を達成している。）。

なお、研修が有効であったとの回答が占める割合は平成24年度と比較して低い水準となっているところ、これは、平成25年度及び平成26年度では、途上国競争政策研修において、競争法を導入していない途上国等からの研修生が増加したため「公正取引委員会のような機能を持っておらず、現時点での活用が困難」と回答する研修生が多かったことが要因である。

また、平成25年度の第19回JICA途上国競争政策研修では、参加者から「研修生が参加するディスカッション形式の講義をより増やせば、興味が深まり有益である」と更なる改善を希望する意見も寄せられていることから、研修員と講師の間の議論の時間を増やすなど、研修内容及び形式を検証し、より有効なものとする必要がある。

もっとも、平成26年度の第2回ADB I途上国競争政策研修では、参加者からは「すべてのコンテンツが非常に有益であった。」といった講義構成を評価する意見や、「事件審査の手續・手法や模擬立入検査の講義は、審査部門における日常業務に関連したものであり、大変参考になるものであった。」といった個別の講義内容を評価する意見が寄せられている。よって、途上国等に対する技術研修は、海外の競争当局等との連携を推進する上で有効であったと評価できる。

## イ 海外に対する我が国競争政策の周知

### (7) 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実

#### a 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載

英文プレスリリース掲載件数については、平成25年度においては34件、平成26年度においては30件という施策の目標を達成している。また、英文プレスリリースのうち、独占禁止法関係及び企業結合関係の件数は、平成25年度においてはそれぞれ13件及び5件、平成26年度においてはそれぞれ11件及び5件となっており、当委員会が公表した独占禁止法に係る法的措置案件及び企業結合案件に関するプレスリリースは全て掲載している。

#### b 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス

平成25年度及び平成26年度については、英文トップページへのアクセス数についてみると、平成22年度以降過去最高の更新を継続している。これは、平成25年度に英文トップページをリニューアル

アルしたこと等によるものと考えられる。

また、英文プレスリリースページへのアクセス数についても、飛躍的に増加した平成24年度と比較すると低い水準ではあるものの、平成23年度と比較しておおむね同水準を維持している。

なお、平成24年度は、国際カルテル事案である自動車部品カルテルに関してプレスリリースを行ったことなどから、英文プレスリリースページへのアクセス数が急増したものと考えられる。

これらの点を踏まえると、公正取引委員会ウェブサイトの英文ページについては、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために一定の有効性が認められるものの、今後とも、より多くの利用者に閲覧してもらえよう、講師派遣や技術支援研修の場で英文ページについて積極的に周知するなどの工夫が必要である。

(イ) 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣

平成25年度は合計20件、平成26年度は合計22件の講師派遣を行っており、平成20年度以降過去最高の講師派遣数となっている。これは、途上国での競争法の急速な浸透を背景に、競争当局主催のセミナー等への講師派遣依頼が増えたことがその一因と考えられる。海外の法曹協会等が主催するセミナー等に対しても積極的に講師を派遣することにより、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上に寄与しており、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する上で有効であったと評価できる。

ウ 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催

公正取引委員会は、米国、EU、カナダ等の競争当局との間において、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等を行っている。競争当局間協議の開催回数は、平成25年度においては4回であり、平成24年度と同水準であったが、平成26年度においては、相手方の競争当局トップの異動により日程の調整がつかなかったこと等により、開催件数が減少して2回となった。

このような機会を通じて、海外の競争当局と我が国の競争当局の担当者が直接会って最近の競争政策の動きや法執行活動の状況について協議を行い、協力関係の構築、相互理解の促進などが図られており、海外の競争当局との連携を推進する上で有効であったが、今後も更なる連携強化を図っていく必要がある。

## エ 多国間における検討への参加

平成25年度及び平成26年度は、I C Nのカルテル作業部会、企業結合作業部会等の電話会議に独占禁止法違反事件調査や企業結合審査の担当者が積極的に参加するとともに、同年度に開催された全ての年次総会及び各作業部会のワークショップ等（平成25年度は5回、平成26年度は4回）について、公正取引委員会委員長又は職員が、パネリスト等として参加し積極的な発言を行っている。さらに、平成24年度に開催された第11回年次総会において公正取引委員会が提唱し立ち上げた企業結合審査の国際的協力枠組みの運用を引き続き行っている。また、カルテル、競争唱導等のテーマごとに開催される電話セミナーにもスピーカーとして積極的に参加するなど、公正取引委員会はI C Nの場において主導的な役割を担っており、競争当局間の連携を強化するための多国間における検討に貢献している。

このように、I C N等多国間における検討の場において、各国が抱える問題について議論し、意識の共有が進められており、海外の競争当局等との連携を推進する上で有効であったと評価できる。

## (3) 効率性

### ア 途上国等に対する技術研修

平成25年度は5件、平成26年度は4件の研修を日本において実施した結果、いずれもJ I C A及びA D B Iと共催しなければ、公正取引委員会は研修生を日本に招聘するための旅費、宿泊費等を確保しなかつたところ、共催することにより、それらの費用を確保することなく、平成25年度と平成26年度併せて9件の訪日研修が可能となった。

### イ 海外に対する我が国競争政策の周知

英文プレスリリースについては、平成23年9月以降、和文プレスリリースのうち英訳する対象を拡大（個別事案に関する排除措置命令等のほか企業結合案件、調査報告書等も対象に追加）するとともに、従来の和文プレスリリースを全訳する方法をやめ、内容を簡略化した上で公表することを基本としている。その結果、平成24年度に引き続き、平成25年度及び平成26年度においても、多くの英文プレスリリースを迅速に英文ページに掲載することができた。

### ウ 海外競争当局等との連携

複数国の競争法に抵触する事案、一国による競争法執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等については、海外競争当局等との連携を

推進することによって、効率的に対応することが可能となる。二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議や多国間の検討の場に限らず、海外競争当局等との間で電話会議やメールを利用したやりとりにより海外競争当局等との連携を推進することにより、職員等の出張を必要最低限のものとすることができた。

#### (4) 総合的評価

##### ア 目標達成度合いの測定結果

- (7) 各行政機関共通区分  
相当程度進展あり

##### (イ) 判断根拠

測定指標のうち、「途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合」及び「公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数」について、目標を達成した。「二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況の海外への周知状況」については、一部の指標について前年度の実績を下回ってはいるものの、英文トップページへのアクセス数は過去最高を更新し続けており、また、海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣件数も累増していることから、当委員会に対する海外からの注目度は一段と増加していると考えられ、海外競争当局との連携の推進、我が国の競争政策の海外への周知という目標に対して、相当程度進展したと考えられるため。

##### イ 施策の分析

途上国等に対する技術研修の参加者に対するアンケート結果によれば、講義構成や講義内容を評価する声がある一方で、講義形式の改善を求める声も寄せられていることから、引き続き、海外競争当局間の協力・連携の強化に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知していく必要がある。

しかしながら、測定指標全体を通じて評価すれば、海外の競争当局間協議の開催、ICN等の多国間における検討への参加及び途上国等の競争当局への技術支援の実施並びに海外に対する我が国の競争政策の周知といった取組は、海外競争当局との協力・連携を強化するとともに、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状

況を広く海外に周知するために必要かつ有効であり、またその活動は効率的であったと評価できる。

また、海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣数は、これまでの実績値と比べ1.5から3倍と大幅に増加しており、こうした取組は、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上に必要な有効であり、前述のとおり、公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセスが過去最高を更新していることから推察されたとおり、効率的であったと評価できる。

#### ウ 次期目標等への反映の方向性

##### (7) 施策

引き続き、海外競争当局間の協力・連携の強化に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知していく。

##### (4) 測定指標

前記(1)、(2)及び(3)のとおり、本件取組は、海外の競争当局等との連携を推進するために必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があつたと評価できるが、以下の点について改善する必要がある。

- a 東アジアやアフリカを中心とする途上国等においては、競争法・競争政策への理解が徐々に進んでいるものの、まだ十分な段階に達しているとはいえず、競争当局の執行力も十分ではない。このような状況下においては、我が国に対して、引き続き、競争法・政策分野に係る技術支援要請がなされる可能性が高く、また、そのニーズも、今後競争当局が経験を積むにつれて質的に高度なものとなっていくことが見込まれる。この点、限られた人的・金銭的リソースの中で被支援国のニーズに適切に応じていくためには、研修参加者からのアンケート等での改善意見を参考に、より効果的な研修内容の検討を行っていく必要がある。

例えば、前記(2)アのとおり、ディスカッション形式の講義をより多く求める意見が出たところ、今後は、更に研修内容を検討し、研修参加者と講師の間の議論の時間を充実させ、研修期間の都合上、それが難しい場合には、研修後に質問等を受け付けるようにする等の対応を検討し、研修の充実を図っていくほか、競争法を導入していない国からの研修生が参加する場合には、講義資料及び講義における説明を工夫し、異なるレベルの競争法・政策を持つ国に対応できるような講義内容とする工夫を行う必要がある。

b 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣に関しては、我が国の競争政策の進展状況や公正取引委員会の活動状況等を広く諸外国に発信するため、I B A等の競争当局以外の組織・団体が主催するセミナー等に対しても積極的に講師を派遣してきているところ、積極的な講師派遣により、次回のセミナー等においても主催者から再度の講師派遣を依頼されるという好循環が生まれており、海外に対する我が国競争政策の周知に大きく貢献していると考えられる。よって、今後とも、各セミナー等に対して、積極的に講師派遣を行っていく。

c 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実に関しては、海外への情報発信という観点から、引き続き、和文プレスリリースを英訳し、掲載していく必要がある。

今後とも、例えば、他の競争当局が関係する事項を英文ページに掲載した場合にはその旨を積極的に当該他の競争当局の担当者に連絡する、英文ページについて国際会議等の場でのプレゼンテーションの機会等を利用して周知するといった普及・啓発活動を行っていくことが必要である。

## 7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 英文プレスリリースページ以外にも、最近公表した個別案件等については英文トップページから直接当該案件のページにアクセスすることとなり、当該アクセスは英文プレスリリースページのアクセス件数にカウントされないのであれば、最近公表した個別案件等のアクセス数も評価に反映できるようにすべきではないか。</p> <p>(意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</p>	<p>若林委員</p>
<p>○ 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページについて、国別等で、どのような者が閲覧しているのかが分かれば、次のステップとして、どのようなウェブサイトを構築するか、深掘りしたピンポイントの戦略を作ることができるのではないか。</p> <p>(意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</p>	<p>田辺委員</p>

平成27年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会27-④)

施策名	競争政策の広報・広聴等 競争的な市場環境の創出					
施策の概要	①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し, ②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い, ③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。					
達成すべき目標	①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上, ②事業者, 法曹等の実務家, 行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進, ③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって, 発注機関, 事業者等に対して競争政策の定着を図り, もって, 競争的な市場環境を創出する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	41,357	43,557	43,747	
		補正予算(b)	0	0		
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	41,357	43,557		
執行額(千円)	34,443	35,208				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成26年9月30日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会施政方針演説					

測定指標	入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数	実績値					評価対象年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	目標達成
		165	178	235	312	318		
	年度ごとの目標値	-	108回以上	128回以上	160回以上	201回以上		
	公開セミナーの開催回数	実績値					評価対象年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	目標達成
		3回	4回	3回	3回	3回		
	年度ごとの目標値	3回以上						
	発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	目標達成
		別紙1のとおり。						
	年度ごとの目標値							
	事業者, 法曹等の実務家, 行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	目標達成
		別紙2のとおり。						
年度ごとの目標値								
各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上による各府省に対する競争政策の定着状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	相当程度進展あり	
	別紙3のとおり。							
年度ごとの目標値								

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	「入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数」及び「公開セミナーの開催回数」に関しては, 具体的な数値目標を達成している。 また, 「発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況」及び「事業者, 法曹等の実務家, 行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況」に関しては, 一定の高い理解度, 有益度を示しており, 目標を達成したといえる。 「各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上による各府省に対する競争政策の定着状況」については, 回答内容等に改善の余地がみられる例もあり, 各府省における競争政策の定着という目標を達成したとまではいえないが, 一定の実績を示しており, 取組が相当程度進展したと考えられる。

	<p>施策の分析</p>	<p>測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、発注機関における発注業務の改善、競争政策や競争政策に係る最近の主要な論点に関する情報発信、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着等のために必要かつ有効であり、また、その活動は効率性があつたと評価できる。</p> <p>なお、平成25年度及び平成26年度に開催された6回の公開セミナーのうち、参加者の満足度が特に高かつた2回(第36回[97.4%]及び第37回[97.2%])について見ると、参加者アンケート中の、「公開セミナーの参加理由」の質問に対し、「テーマ」を選んだ回答者の割合が他の回と比較して高くなっていることから、引き続き事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く必要がある。</p>
<p>評価結果</p>	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 競争的な市場環境の創出を図るため、現在の目標を維持し、引き続き本件取組(入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修の実施、公開セミナーの開催、各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進)を推進していく。</p> <p><b>【測定指標】</b> 本件取組は、発注機関における発注業務の改善、競争政策や競争政策に係る最近の主要な論点に関する情報発信、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着のために必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があつたと評価できる。そのため、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していく。なお、「発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況」の測定指標に関しては、研修対象者が発注担当職員等であることを踏まえると、研修の理解度及び有益度はそれぞれ90%以上を、研修内容の周知予定についても発注機関で共有することで効果を拡大させること等を踏まえると、おおむね90%以上を維持していくことを今後の目標とし、来年度以降、定量的目標とすることも視野に入れて測定指標の見直しを検討していく。また、「事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況」についても、公開セミナーや国際シンポジウムは、特定のテーマを事前に公表しているが、特定の参加条件を設定していないため、一定の知識を有する者以外の者が参加していると思われること等を踏まえると、満足度80%以上を維持していくことを今後の目標とし、来年度以降、定量的目標とすることも視野に入れて測定指標の見直しを検討していく。</p> <p>また、公開セミナーのテーマ選定に当たっては、平成26年度行政事業レビューにおいても、事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く旨、改善の方向性が示されているとおり、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進を効率的に図るため、引き続きテーマの選定に重点を置くとともに、会場規模・講演内容・講演時間等の設定を適切に行うこととする。</p> <p>各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進については、競争評価の定着を図る上で、競争評価チェックリスト及び手引等の配布に対するニーズがあり、かつ、それぞれの取組は効率的に実施されていることから、継続していく必要がある。その上で、引き続き、各府省の実施した競争評価について継続的にその内容を分析、検討していくことが重要である。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・入札談合等関与行為防止法の研修に関し、理解度等を定量的目標として測定指標の見直しを検討する旨の記載があるが、定量的目標とはどのような指標を考えているのか。(小西委員) (現在定性的指標の要素としている入札談合等関与行為防止法の研修の理解度等について、数値によりその達成度合いを測ることが可能ではないかと考えたことから、来年度以降、定量的目標を設定することを検討している旨回答した。)</p> <p>・競争評価チェックリストの回答の中に、規制の評価が適切でないものがみられる例があるとの記載があるが、適切でないとはどのような事例なのか。また、そのような事例に対して、どのような対応をとるのか。(若林委員) (例えば、競争評価チェックリストの作成に当たって、十分な分析をしていない事例である旨回答した。また、適切な評価がなされていない事例を減らすため、これまで検討会を活用してチェックリストの改善について検討を行ってきたところ、今後、競争評価チェックリストの内容を分析し、その結果をフィードバックするなどの仕組みを考えていくことが重要である旨回答した。)</p> <p>・公開セミナーに関しては、競争政策を扱ったセミナーは需要があると思うので、会場規模を大きくし、SNSなどを活用して告知方法を工夫すべきである。(田中委員) (意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>①入札談合等関与行為防止法に係る研修の聴講生に対する理解度アンケート 調査対象者・人数:21,730名(平成25年度) 21,314名(平成26年度) 調査方法:研修受講者に対するアンケート 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成25年4月～平成27年3月 有効回答数:18,025名(平成25年度) 19,129名(平成26年度)</p> <p>②公開セミナーの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:309名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成25年5,6,11月,平成26年5,10月,平成27年2月 有効回答数:281名</p> <p>③国際シンポジウムの参加者に対する満足度等に係るアンケート 調査対象者・人数:153名 調査方法:当日会場でアンケート用紙を配布し、回収。 作成者:公正取引委員会 調査期間:平成26年3月,平成27年3月 有効回答数:131名</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>経済取引局総務課 経済取引局経済調査室 経済取引局調整課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>経済取引局総務課長 杉山 幸成 経済調査室長 木尾 修文 調整課長 藤井 宣明</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年4月～7月</p>
--------------	---	----------------------------	--	-----------------	-------------------

		施策の進捗状況(実績)				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
測定指標	<p>発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況</p> <p>以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修における参加者の理解度[93.2%](注1)  入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修の有益度[91.3%](注2)  入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修参加後に研修の内容を職場において周知する[77.3%](注3)</p>	<p>以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 同左[94.8%]</p> <p>② 同左[93.7%]</p> <p>③ 同左[80.9%]</p>	<p>以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 同左[95.3%]</p> <p>② 同左[94.0%]</p> <p>② 同左[82.7%]</p>	<p>以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 同左[96.3%]</p> <p>② 同左[95.2%]</p> <p>② 同左[90.6%]</p>	<p>以下を始め、発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 同左[95.6%]</p> <p>② 同左[94.5%]</p> <p>② 同左[88.4%]</p>	
	年度ごとの目標値	発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることにより、発注機関に対する競争政策の定着を図る。				

(注1) 理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まったと思う」又は「多少深まったと思う」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。

(注3) アンケート(「研修会を実施する」、「上司に報告する」、「同僚・部下に報告する」、「研修資料を回覧する」、「周知する予定はない」、「その他」から複数回答可。)において、「周知する予定はない」と回答した参加者の割合を100から差し引いた割合を記載。

	施策の進捗状況(実績)				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況	<p>以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 公開セミナーにおける参加者の満足度[74.6%](注1)</p> <p>② 国際シンポジウムにおける参加者の満足度[56.8%](注2)</p>	<p>以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 同左[79.6%]</p> <p>② 同左[97.0%]</p>	<p>以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 同左[93.5%]</p> <p>② 同左[87.1%]</p>	<p>以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 同左[83.2%]</p> <p>② 同左[98.5%]</p>	<p>以下を始め、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着に努めた。</p> <p>① 同左[92.6%]</p> <p>② 同左[96.8%]</p>
年度ごとの目標値	事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進により事業者等に対する競争政策の定着を図る。				

(注1) 満足度については、アンケートにおいて公開セミナーの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

(注2) 満足度については、アンケートにおいて国際シンポジウムの内容について、「大変参考になった」を5、「参考になった」を4、「全く参考にならなかった」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。

測定指標	施策の進捗状況(実績)				
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上による各府省に対する競争政策の定着状況	<p>以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>各府省における規制の事前評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価(注)の実施件数[67件]</p> <p>① 同左[82件]</p> <p>競争評価に関する検討会議の開催回数[2回]</p> <p>② 同左[2回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[82件]</p> <p>② 同左[2回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[42件]</p> <p>② 同左[3回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[143件]</p> <p>② 同左[2回]</p>	<p>以下を始め、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上に努めた。</p> <p>① 同左[50件]</p> <p>② 同左[0回]</p>
年度ごとの目標値	各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって、各府省に対して競争政策の定着を図る。				

(注) 競争評価チェックリストを用いた競争評価とは、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価であり、公正取引委員会では、総務省と連携して、当該競争評価チェックリストを作成した。

# 実績評価書資料

担当課 経済取引局総務課, 経済調査室, 調整課

## 1. 評価対象施策

競争政策の広報・広聴等  
競争的な市場環境の創出

### 【具体的内容】

①研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進し, ②公開セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行い, ③各府省における規制の事前評価における競争評価の取組を支援・促進する。

## 2. 施策の目標（目標達成時期）

①発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上, ②事業者, 法曹等の実務家, 行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進, ③各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上を図ることによって, 発注機関, 事業者等に対して競争政策の定着を図り, もって競争的な市場環境を創出する。(平成 25 年度及び平成 26 年度)

## 3. 評価の実施時期

平成 27 年 4 月～7 月

## 4. 評価の観点

- (1) 本件取組は, 競争的な市場環境を創出するために必要か (必要性)。
- (2) 本件取組は, 競争的な市場環境を創出するために有効か (有効性)。
- (3) 本件取組は, 効率的に行われたか (効率性)。

## 5. 施策の実施状況

- (1) 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修  
公正取引委員会は, 発注機関における入札談合等防止のための取組を支援するため, 入札談合等関与行為防止法等に係る研修会を主催しているほか, 全国の発注機関に講師を派遣するなどして, 発注機関の職員を対象に, 入札談合等関与行為防止法等に係る研修を実施している。

平成 25 年度及び平成 26 年度における研修の実施回数は、平成 24 年度以前よりも大幅に増加し、平成 25 年度においては 312 回、平成 26 年度においては 318 回となった（表 1）。

表 1 入札談合等関与行為防止法等に係る研修会実施回数（単位：回）

これまでの実績値			評価対象期間の実績値	
22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
165	178	235	312	318

表 2 入札談合等関与行為防止法等に係る研修の主な参加者等

公取委における 担当事務所等	実施回数		主な参加者
	平成 25 年度	平成 26 年度	
本局	108	94	国土交通省，防衛省，東京都，独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の各職員
北海道事務所	13	20	国土交通省北海道開発局の各職員，北海道の各職員
東北事務所	20	28	農林水産省東北農政局，宮城県の各職員
中部事務所	34	41	石川県，浜松市，中日本高速道路株式会社の各職員
近畿中国四国事務所	23	31	防衛省中部近畿防衛局，兵庫県，大阪市の各職員
中国支所	19	13	国土交通省中国地方整備局，岡山県，広島市の各職員
四国支所	48	40	国土交通省四国地方整備局，愛媛県，高松市の各職員
九州事務所	40	44	防衛省九州防衛局，長崎県，熊本市の各職員
沖縄公正取引室	7	7	沖縄県，那覇市の各職員
合計	312	318	

また、入札談合等関与行為防止法等に係る研修の参加者に対するアンケート調査結果は、以下のとおりである（表 3，表 4 及び表 5）。

表3 研修後に入札談合等関与行為防止法等への理解が深まったか

	深まった	多少深まった	どちらとも言えない	あまり深まらなかった	深まらなかった	既に十分知っている
平成25年度	62.0%	34.3%	2.3%	0.7%	0.2%	0.6%
平成26年度	59.1%	36.5%	2.7%	0.8%	0.3%	0.7%

表4 研修の内容は今後の業務に役立つと思うか

	役立つ	多少役立つ	どちらとも言えない	あまり役立たない	役立たない
平成25年度	71.2%	24.0%	3.5%	0.8%	0.4%
平成26年度	69.1%	25.4%	4.0%	1.1%	0.3%

表5 研修参加後に研修の内容を職場において周知するか（複数回答可）

	研修会を実施する	上司に報告する	同僚・部下に報告する	研修資料を回覧する	その他	周知する予定はない
平成25年度	5.6%	17.5%	19.9%	52.8%	11.5%	9.4%
平成26年度	5.0%	15.7%	16.8%	46.8%	21.6%	11.6%

(2) 公開セミナー等

公正取引委員会は、競争政策研究センター（以下「CPRC」という。）を設置し、CPRCが、政策と学術研究、経済学と法学、我が国と海外の学識経験者をつなぐ架け橋となることを通じ、独占禁止法の執行や競争政策の企画、立案及び評価を行う上での理論的・実証的基礎を強化するための活動を展開している。

ア 公開セミナー

公正取引委員会職員、経済学者、法学者らによる共同研究を実施しているところ、一般から広く参加者を募ってセミナーを開催して共同研究の成果等を発表し、参加者間での討議を行うとともに、専門誌において共同研究の成果を紹介することなどによって、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進を図っている（CPRCが開催する当該セミナーを以下「公開セミナー」という。）。

公開セミナーは、平成20年度から平成24年度の5年間で合計19回（平均3.8回／年）開催しており（表6）、平成25年度においては3回（表

7), 平成26年度においても3回開催している(表8)。また, 平成25年度及び平成26年度に開催した計6回(第32回から第37回)の参加者の合計は587名(平成25年度: 333名, 平成26年度: 254名)であった。参加者に対するアンケート調査の結果, 参加者の満足度は, 「大変参考になった」又は「参考になった」との回答の合計が, 第32回では78.9%, 第33回では90.7%, 第34回では78.9%, 第35回では88.5%, 第36回では97.4%, 第37回では97.2%であった(表10)。

表6 公開セミナーの開催回数 (単位: 回)

これまでの実績値					評価対象期間の実績値	
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
6	3	3	4	3	3	3

表7 平成25年度に開催した公開セミナーのテーマ・講師等

1	25. 5. 10	第32回公開セミナー 「経済学からみた再販売価格維持行為をめぐる議論の現状」 【講師】 Patrick Rey (フランス・トゥールーズ大学経済学部教授)
2	25. 6. 14	第33回公開セミナー (CPRC10周年記念シンポジウム) 「日本の競争政策: 歴史的概観」 【講師】 岡田 羊祐 (CPRC所長・一橋大学大学院経済学研究科教授) 「単独行為規制の将来展望」 【講師】 泉水 文雄 (CPRC客員研究員・神戸大学大学院法学研究科教授) 【コメンテーター】 服部 薫 (長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士)
3	25. 11. 15	第34回公開セミナー 「電子書籍市場の動向について」 【講師】 大橋 弘 (CPRC主任研究官・東京大学大学院経済学研究科教授) 泉 克幸 (京都女子大学法学部教授) 【コメンテーター】 浜屋 敏 (株式会社富士通総研経済研究所上席主任研究員)

(注) 公開セミナーの講師, コメンテーター等の肩書は開催日時点のものである。

表8 平成26年度に開催した公開セミナーのテーマ・講師等

1	26. 5. 9	第35回公開セミナー 「独占禁止法と日本経済ーグローバル化・イノベーション・規制改革ー」 【講師】 後藤 晃（政策研究大学院大学教授）
2	26. 10. 24	第36回公開セミナー 「中国における独占禁止法運用について」 【講師】 Adrian Emch（ホーガン・ロヴェルズ法律事務所北京事務所弁護士） 【コメンテーター】 Jiang Shan（高岡法科大学法学部教授）
3	27. 2. 20	第37回公開セミナー 「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」 【講師】 泉水 文雄（CPRC客員研究員・神戸大学大学院法学研究科教授） 【コメンテーター】 伊永 大輔（広島修道大学大学院法務研究科准教授）

（注） 公開セミナーの講師、コメンテーター等の肩書は開催日時点のものである。

表9 公開セミナーのアンケート回答者の内訳

事業者	研究機関・ 大学関係	法曹関係	学生	その他
56.9%	15.4%	8.8%	1.6%	17.3%

（注） 「その他」には、政府・公共機関の職員等が含まれている。

表10 公開セミナーにおける参加者の満足度

	5	4	3	2	1
第32回（平成25年5月10日）	44.7%	34.2%	13.2%	7.9%	0.0%
第33回（平成25年6月14日）	53.5%	37.2%	4.7%	4.7%	0.0%
第34回（平成25年11月15日）	42.1%	36.8%	13.2%	7.9%	0.0%
第35回（平成26年5月9日）	36.8%	51.7%	9.2%	2.3%	0.0%
第36回（平成26年10月24日）	25.6%	71.8%	2.6%	0.0%	0.0%
第37回（平成27年2月20日）	52.8%	44.4%	2.8%	0.0%	0.0%

（注） 最高評価である「大変参考になった」を「5」とし、最低評価である「全く参考にならなかった」を「1」とした5段階評価における各評価の回答数の割合である。

## イ 国際シンポジウム

CPRCでは、国際的な競争政策に関するトピックスやアカデミックな研究成果について、海外の競争当局担当者や学識経験者を招いて、国内の研究者、事業者、CPRCの研究者や公正取引委員会幹部を交えたパネルディスカッション等を行う国際シンポジウムを開催している。

国際シンポジウムは、CPRCが発足した平成15年度以降、毎年1回開催している（表11）。また、平成25年度及び平成26年度に開催した国際シンポジウムについては、参加者の合計は336名（平成25年度（第11回）：153名、平成26年度（第12回）：183名）であった。参加者に対するアンケート調査の結果、その評価は、「大変参考になった」又は「参考になった」との回答の合計が第11回では98.5%、第12回では96.8%となった（表13）。

表11 国際シンポジウムのテーマ等（平成22年度以降）

年 度	開催日	テーマ
平成22年度	平成23年3月4日	競争法と企業結合規制
平成23年度	平成24年3月9日	カルテル・談合と独占禁止法
平成24年度	平成25年2月22日	新興国における競争政策の役割
平成25年度	平成26年3月14日	デジタルエコノミーにおける競争政策
平成26年度	平成27年3月6日	急増する特許権とイノベーション～競争政策の役割

表12 国際シンポジウムのアンケート回答者の内訳

事業者	研究機関・ 大学関係	法曹関係	学生	その他
42.5%	28.1%	7.8%	4.6%	17.0%

（注） 「その他」には、政府・公共機関の職員等が含まれている。

表13 国際シンポジウムに対するおける参加者の満足度

	5	4	3	2	1
第11回（平成26年3月14日）	45.6%	52.9%	0.0%	1.5%	0.0%
第12回（平成27年3月6日）	39.7%	57.1%	1.6%	1.6%	0.0%

（注） 表10と同じ5段階評価における各評価の回答数の割合である。

- (3) 各府省における規制の事前評価における競争評価の定着  
規制の新設又は改廃を行う際には、総務省が策定した「行政評価等プ

プログラム」(平成22年4月公表)等によって、規制の事前評価において各行政機関が競争状況の把握・分析(以下「競争評価」という。)を行い、当該評価結果を規制の事前評価書に記載することとなり、平成22年4月26日から試行的に競争評価が実施されている。公正取引委員会では、競争評価の定着及び内容向上のため、各種の支援・促進に係る取組を行っている。

#### ア 各府省における規制の事前評価における競争評価チェックリストを用いた競争評価

競争評価の試行的実施に当たっては、「行政評価等プログラム」等により、OECD競争委員会における「競争評価に関する理事会勧告」等の国際的な流れも踏まえ、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法を採用することとされたことから、公正取引委員会は、競争評価チェックリストを作成し、総務省と連携して同チェックリストを配布しているほか、競争評価チェックリスト活用の手引(以下「手引」という。)及びサンプル事例を総務省を通じて配布している。競争評価チェックリストを用いた競争評価は、平成25年度は10府省において計143件実施され、平成26年度は、12府省において計50件実施された。

#### イ 競争評価に関する検討会議

競争評価については、平成22年4月19日付けの総務省行政評価局事務連絡において、試行的実施の状況・結果を踏まえ、平成23年度以降の適切な時期に本格的実施に移行することとされた。公正取引委員会では、競争評価を本格実施する際に、各府省がより充実した競争評価を実施するための方法を示すこと等を目的として、経済学や規制の事前評価の知見を有する複数の外部有識者を招いて規制影響分析手法等検討会議(以下「検討会」という。)を開催してきている。平成25年度においても、平成24年度に引き続き、各府省が行う競争評価の質を向上させることを目的として、競争評価チェックリストの各設問の在り方やそれらに回答する際の検討方法について議論を行った(平成26年2月及び同年3月。なお、平成26年度には開催せず)。

## 6. 評価

### (1) 必要性

#### ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

入札談合は、独占禁止法が禁止するカルテル(不当な取引制限)の

典型的な行為であり、入札参加者間の公正かつ自由な競争を通じて国や地方公共団体等が安価で良質な公共財を調達する入札システムを否定する悪質な違反行為であるが、過去数十年にわたって、入札談合事件は後を絶たない。また、平成15年の入札談合等関与行為防止法施行後において、公正取引委員会が発注者による入札談合等関与行為を認定した事例も13件に上っている。このように多発している入札談合等を防止するためには、入札談合が行われにくい入札制度を整備し、そのような入札制度を適切に運用することと、入札談合に関与しないように発注機関・職員の法令遵守に係る意識向上や体制面の整備等が不可欠である。しかし、発注機関の職員にとっては、予算執行等との兼ね合いや被害者意識を自覚しにくいことなどから、入札談合等の防止に積極的に取り組むインセンティブが小さいものと考えられる。また、平成23年9月に公表した「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」によれば、例えば、入札談合等関与行為防止法に触れたコンプライアンス・マニュアルは1割程度、入札関連秘密情報の管理規程は2割程度の発注機関での整備にとどまっている状況がみられる。

また、当該調査報告書によれば、入札談合等関与行為防止法の研修を過去3年間に実施した発注機関は約4分の1にとどまっており、相当数の発注機関の職員が入札談合等関与行為防止法の内容を十分把握しないまま業務に従事している可能性が指摘されている。実際、入札談合等関与行為防止法等に係る研修の参加者に対するアンケート調査の結果、入札談合等関与行為防止法等について、研修参加前に「ほとんど知らなかった」、「名称を知るのみ」又は「全く知らなかった」と回答した参加者の割合は、平成25年度においては48.5%、平成26年度においては46.6%となっており（表14）、平成24年度の49.9%と比べて徐々に減少してきているが、依然として半数近い発注機関の職員が入札談合等関与行為防止法等を知らないと回答している。

表14 研修前に入札談合等関与行為防止法等の知識がどの程度あったか

	ある程度把握していた	ほとんど知らなかった	名称を知るのみ	全く知らなかった
平成25年度	51.5%	25.9%	17.6%	5.0%
平成26年度	53.4%	25.7%	16.7%	4.2%

したがって、発注機関の職員が入札談合等防止のための意識を高め、そのための取組を向上させるとともに、入札談合に関与することがな

いよう、入札談合に関する経験、知見を有する公正取引委員会が発注機関の職員に対する研修を実施し、発注機関における入札談合等防止のための取組を支援・促進することが必要である。

#### イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

独占禁止法（競争法）に基づく規制は、独占の弊害という経済学上の理論をその根拠の一つとして行われており、法と経済学が極めて密接に関係している領域である。また、独占禁止法の執行及び競争政策の運営の目的は、特定の者の利害調整や被害者の救済を主眼とするものではなく、公正かつ自由な競争を維持・促進することにより、ユーザーや一般消費者全般の利益を確保するとともに、技術革新や産業の新陳代謝の促進を通じた経済の活性化及び経済成長を実現するという全体的、一般的効果を目指すものである。したがって、独占禁止法の執行及び競争政策の運営を的確に行っていくためには、他の政策や法律に比べて、その理論的基盤を整備し、法学、経済学の新しい知見を取り込み、より緻密に経済実態や競争状況を把握するなど、公益を実現するための適切な枠組みを常時洗練させていく必要性が高い。このような理論的かつ実証的な裏付けに基づいた適切な法執行や競争政策の運営を実施し、かつ、それらを適切に発展させていくためには、独占禁止法の執行及び競争政策の運営を担う公正取引委員会、法律及び経済学の理論を担う学界、法律や経済の実務を担う法曹界や経済界が、競争政策に関する情報を共有し、密接に意見交換を行い、相互に補い合いながら協働を進めていくことが不可欠である。

このような観点から、最近の競争政策の主要な論点を提供し、これらの関係者が認識を共有できる場を設けることの必要性は非常に高いといえる。実際に、CPRCが開催している公開セミナーは、参加者の募集の締切日前に応募者が定員に達する回もあり、また、公開セミナー開催後も、当該公開セミナーについて公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているページへのアクセスが続く（それぞれ開催後3か月間の平均で延べ847件。特に平成25年度開催の第34回公開セミナー（テーマ「電子書籍市場の動向について」）においては延べ1,904件。）など、ニーズも大きい。

さらに、競争政策の基礎となる経済学の理論は、世界共通のものであることから、経済学の研究が進んでいる欧米の議論やそれをいち早く取り入れた欧米当局の動向を把握することは、我が国競争政策の発展にとって極めて重要である。そのため、公開セミナーに加えて海外

における最新の論点を紹介する国際シンポジウムを開催することは、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等にとって有益であり、実際、国際シンポジウム開催後も、当該シンポジウムについて公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているページへのアクセスが続く（それぞれ開催後3か月間の平均で延べ347件）など、関係者の関心は高い。

また、平成26年度行政事業レビューの結果においても、「国際シンポジウムや公開セミナーには、競争政策に関係する企業関係者や法曹等が多数参加していることから、国民のニーズがあり、優先度が高い事業といえる。」とされている。

#### ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の支援・促進

競争評価は、平成22年4月から新たに開始された取組であるが、競争評価チェックリストを用いた競争評価が、平成25年度においては、10府省において143件、平成26年度においては、12府省において50件実施されており、また、チェックリストに回答するに当たっての考え方や検討方法について、公正取引委員会に対して相談が寄せられている。また、試行段階にある競争評価について、従来、質問事項の検討や回答内容の精査等の取組を進めてきたところ、今後、本格実施に移行させるためには、検討や精査の結果等を基に政策評価を所管する総務省と協議を進める必要があり、現時点では各府省の競争評価の取組が十分定着しているとはいえない状況であるため、より定着させるために競争政策の知見を有する公正取引委員会が各種の支援・促進のための取組を実施する必要がある。

### (2) 有効性

#### ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

発注機関における入札談合等防止のための取組を支援するため、入札談合等関与行為防止法等に係る研修を、平成25年度においては312回、平成26年度においては318回実施し、全国の発注機関の職員（平成25年度は18,025名、平成26年度は19,129名。いずれもアンケート回収ベース。）が参加した。研修会の実施回数目標値は「過去5年間の平均と同等又はそれを上回る程度で実施」としているところ、平成25年度及び平成26年度のいずれも大幅に上回っており、目標を達成している。

研修の実施回数が大幅に増加した理由については、公正取引委員会が発注機関に対して研修実施を働きかけたことや、平成24年10月に国土交通省に対して、また、平成26年3月に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して、それぞれ入札談合等関与行為防止法に基

づいて改善措置要求を行ったことを踏まえ、各発注機関が職員に対する入札談合等関与行為防止法等の周知に力を入れたことが主な要因と考えられる。

アンケート調査では、研修への出席により入札談合等関与行為防止法等についての理解が「深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合は、平成25年度においては96.3%、平成26年度においては95.6%となっている（表3）。また、研修の内容は入札談合等の未然防止を含む今後の業務に「役立つと思う」又は「多少役立つと思う」と回答した参加者の割合は、平成25年度においては95.2%、平成26年度においては94.5%となっている（表4）。

さらに、研修においては、「入札談合の防止に向けて」と題する資料を配布して説明を行っているところ、同資料は、入札談合に関する法令や法執行手続等を網羅的に含んでいるほか、過去の事例を多数掲載している。参加者は研修後もいつでも同資料を参照することができるほか、研修を受けた職員が同資料を用いて研修に参加できなかった職員に対して説明することができるなど、発注機関の職員の理解増進に寄与している。同資料については、公正取引委員会ウェブサイトにも掲載しダウンロードできるようになっている。平成25年度からアンケートの集計方法を変更したところ、アンケート調査結果によれば、研修を受けた後、「職場で講習会を実施」、「上司に報告」、「同僚・部下に報告」、「資料回覧」すること等によって職場において研修内容の周知を行う予定であるとしている参加者の割合は、平成25年度においては90.6%、平成26年度においては88.4%となっている（表5）。

これらを踏まえると、発注機関の職員に対して実施している入札談合等関与行為防止法等に係る研修は、発注機関の発注担当職員等を対象として実施しているものであり、当該職員等にとって、遵守を義務付けられている入札談合等関与行為防止法に関する理解は必要不可欠のものである。そのため、研修による前記理解度や有益度は、一定程度高い水準が必要であるところ、平成25年度及び平成26年度ともに、平成24年度に引き続き90%を超える高い水準である。また、研修を受けた者だけでなく、さらに、研修内容を発注機関内で共有することによって、入札談合等関与行為の未然防止等の効果が拡大するところ、前記のとおり、研修内容の周知予定は、平成25年度及び平成26年度ともに、おおむね90%と高い水準である。

これらを踏まえると、発注機関の職員に対して実施している入札談合等関与行為防止法等に係る研修は、当該発注機関の職員における入札談合等関与行為防止法等の理解を促進し、当該発注機関における発

注業務の改善に資するために有効であると評価できる。

#### イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

事業者、実務家等における競争政策に係る理解の増進のため、平成25年度及び平成26年度においては、両年度とも公開セミナーを3回及び国際シンポジウムを1回開催している。公開セミナーの開催回数目標については、過去5年間の平均開催回数を基に3回以上と設定しているところ、平成25年度及び平成26年度ともに目標を達成している。

##### (ア) 公開セミナー

平成25年度及び平成26年度に開催した計6回（第32回から第37回）の公開セミナーの参加者の合計は前記5(2)のとおり、587名（平成25年度：333名、平成26年度：254名）と多数の参加者を得た。公開セミナーの参加者に対するアンケート調査の結果、公開セミナーにおける参加者の満足度は表10のとおり、「大変参考になった」又は「参考になった」との回答の合計が、第32回では78.9%、第33回では90.7%、第34回では78.9%、第35回では88.5%、第36回では97.4%、第37回では97.2%であった。また、アンケートの自由回答欄に寄せられた参加者からの意見として、「再販売価格維持行為をめぐる経済学の議論を学部教科書レベルから最先端の内容のレベルまで話をさせていただき、頭の整理ができたと思う。」（第32回）、「競争政策、競争法制の整備の変遷について理解できた。産業政策と競争政策のせめぎ合いの歴史について理解できた。」（第33回）、「マーケティングの方の意見もあって、ある程度、多面的・实际的に考えることができた。」（第34回）、「競争法のあるべき方向性と、独禁法と特許法の関係が整理でき、とても参考になった。」（第35回）、「中国における独禁法の概要がよく分かった。」、「講師の現地情報に根ざした話が興味深かった。」（第36回）、「会社のコンプライアンスを担当するものとして、大変勉強になりました。今回勉強したことを自分のものにして、当社が優越的地位の濫用につながらないように、啓発活動を続けていきたい。」（第37回）等の意見が寄せられている。

このように、平成25年度及び平成26年度に開催した公開セミナーに対する参加者の満足度は、いずれの回とも高く、参加者にとって、参考となるものだったといえる。

なお、第36回及び第37回公開セミナーについては、募集を開始して間もなく（第36回公開セミナーにおいては、募集開始日の4日後、第37回公開セミナーにおいては、募集開始日の翌日）に定員に達し、

募集を締め切ったところであり、関係者の関心の高いテーマを選定できた反面、希望者の多くが参加することができるよう、適切な予算執行にも留意しつつ、会場の規模の設定を行う必要性が認められた。また、参加者の満足度が他の回と比較して低かった第32回及び第34回公開セミナーについて、アンケート結果を見ると、「内容が難しかった」、「講演時間をもう少し長く取ってほしかった」といった意見が寄せられていることから、講演内容・講演時間を適切に設定する必要性が認められた。

#### (イ) 国際シンポジウム

平成25年度及び平成26年度に開催した国際シンポジウムについては、参加者の合計は前記5(2)のとおり、336名（平成25年度（第11回）：153名、平成26年度（第12回）：183名）であった。参加者に対するアンケート調査の結果によれば、その評価は表13のとおり、「大変参考になった」又は「参考になった」との回答の合計が第11回では98.5%、第12回では96.8%となった。また、当該アンケートの自由回答欄に寄せられた参加者からの意見として、「今回のような最先端テーマ、特に経済学的な分析に重点を置いた方向はとても有益だった。」「市場や競合関係が固定的でない（時系列を導入して考える）」ということは思考に刺激を与えてくれた。大変興味をもって聞かせていただいた。」（第11回）、「講師の研究は珍しい視点に立っており、興味深かった。」「USPTO（米国特許商標庁）とEPO（欧州特許庁）の現状と課題。その気づきを得られたので大変良かった。研究結果、多角的な面の取り組みを知ることが出来た。」（第12回）等の意見が寄せられており、国際シンポジウムに対する参加者の満足度は高く、参加者にとって参考となるものだったといえる。

公開セミナーや国際シンポジウムは、国際的な競争政策に関するトピックスや研究成果を広く社会に提供する観点から、特定のテーマを選定し、それを事前に公表して開催しているものである。しかし、これらに参加するための参加条件を設定していないため、当該テーマに関心があり、一定の知識を有する者以外の者の参加も可能なものである。このような状況の中で公開セミナー及び国際シンポジウムの満足度がいずれも80%を超えていることを踏まえると、参加者からの評価が非常に高く、CPRCの研究成果や最近の競争政策に関するトピックスを共有し、競争政策に係る理解を増進する上で有効であったと評価できる。

ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進

(ア) 競争評価の定着に係る施策

より充実した競争評価を行ってもらおうという観点から競争評価チェックリストについて、平成25年12月、平成26年2月に総務省が開催した政策評価に関する統一研修（規制の事前評価に関する研修）において説明を行った。

さらに、競争評価チェックリストに回答するに当たっての考え方や検討方法について相談を受け付け、単に疑問点に回答するだけでなく、競争評価の基礎となる競争政策の基本的考え方を説明するなど競争評価の実施の支援を行った。

平成25年度においては、10府省から合計143件、平成26年度においては、12府省から合計50件の競争評価チェックリストが提出された（平成25年度は特定の省庁からの提出が多かった）ところ、回答内容はおおむね各設問の趣旨に沿った妥当なものであったが、設問の趣旨に鑑みると規制の評価が適切ではないものなど改善の余地がみられる例もあったことから、競争評価の定着に係るさらなる取組の必要がある。

(イ) 競争評価の内容の向上に係る施策

公正取引委員会は、各府省が競争評価を実施する際の方法について検討するための検討会を開催し、検討会では、競争評価を更に充実させるための手法の開発等について議論を進めており、経済学を応用しつつ各府省の担当者が競争評価チェックリストの各設問の回答を記入する場合の課題の抽出と解決の示唆を得るなどしてきた。

平成25年度においては2回開催し（平成26年度は実施せず）、これまでの検討から、個々の設問について各府省が回答するにあたり、どのようにして客観的に検討・判断すべきかが明確でないという問題点があると考えられたため、現在の競争評価チェックリストの各設問及び手引について、修正案を検討した。さらに、競争評価チェックリストの回答結果を、規制の事前評価にどのように反映すべきかという点についても修正案の検討を行った。

なお、平成26年度に検討会を実施していないのは、修正案の検討を平成25年度に終え、平成26年度は、競争評価の本格実施に向けて、政策評価を所管する総務省との具体的な調整に重点を置いたためである。

検討会は、競争評価を実施する際の方法の検討を進める上で広く課題を把握できるなど、競争評価の内容の向上に向けて有効なものであった。今後、競争評価を本格実施するための考え方、実施検討や、各府省が行った競争評価の内容の分析について、必要に応じて検討会を活用していくこととしている。

### (3) 効率性

#### ア 発注機関における入札談合等防止のための取組の支援・促進

前記(1)アに記載の実態調査報告書において、いわゆる官製談合に関与するリスクの高い職員は発注担当部署（出先機関を含む。）の職員であることが示されており、また、これまで公正取引委員会が認定した入札談合等関与行為のほぼ全ての事例が発注担当部署の職員の関与によるものである。

入札談合等関与行為防止法に係る研修の参加者に対するアンケート調査結果によれば、参加者のうち「工事・物品・委託業務等の発注業務」を担当する者の割合は、平成25年度においては51.6%、平成26年度においては55.1%となっており、リスクの高い発注担当部署の職員に対して重点的に研修を実施することにより、効率的に研修を実施できたといえる（表18）。

表18 研修参加者の担当業務（複数回答可）

	工事・物品・委託業務等の発注業務	契約・会計業務	コンプライアンス等の内部統制業務	その他
平成25年度	51.6%	34.3%	9.3%	19.8%
平成26年度	55.1%	34.6%	8.2%	22.0%

また、同アンケート調査結果によれば、研修を受けた後、平成25年度においては90.6%、平成26年度においては88.4%とおおむね90%の参加者が職場において研修内容の周知を行う予定であるとしている（表5）ことから、参加者だけでなく研修に参加していない者に対してもその内容の周知が行われたものと評価できる。研修において配布している「入札談合の防止に向けて」と題する資料については、公正取引委員会ウェブサイトにも掲載しているところ、同資料のアクセス回数は、平成25年度においては、8,388件、平成26年度においては9,891件と増加している。

さらに、平成25年度公正取引員会政策評価委員会における指摘を踏

まえ、公正取引委員会ウェブサイトのトップページの「ピックアップ」に「入札談合等関与行為防止」の項目を設け、入札談合等関与行為防止法について説明したページにアクセスしやすい環境を整備することにより、同法の周知を強化した。

このように、入札談合等の防止に係る意識等の向上のための働きかけを発注担当部署の職員に対して重点的に行うとともに、研修の参加者以外の職員にもその内容を周知させることができ、効率的な取組であったと評価できる。

#### イ 競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信

公開セミナーの開催に当たっては、CPRCの活動を通じて競争政策に関心のある者をメーリングリストとしてデータベース化し、リスト掲載者に直接、参加案内を発信しており、効率的な告知を行える仕組みになっている。また、公開セミナーには、職員だけではなく、外部の者も参加しており、職員の知識の向上と外部への情報発信が同時に行えるものとなっている。さらに、国際シンポジウムでは、新聞社との共催で実施することにより、開催前における参加募集及び開催後における国際シンポジウムでの議論内容の周知といった広報活動を効率的に行うことができた。このほか、公開セミナー等の資料は、公正取引委員会ウェブサイト等にも掲載しており、参加していない者に対する情報発信も効率的に行えている。

#### ウ 各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進

##### (7) 競争評価の定着に係る施策

手引及びサンプル事例の配布は、各府省による競争評価チェックリストの作成及び競争評価チェックリストを用いた競争評価の実施に当たって、簡便かつ適切な参考資料を提供するものであり、各府省に共通した疑問点について個々に回答する方法等よりも事務負担を大幅に軽減するものであることから、各府省における取組を効率的に支援することができている。

また、平成25年12月及び平成26年2月に総務省が開催した政策評価に関する統一研修（規制の事前評価に関する研修）では、各府省の担当者が一堂に会した場で、競争評価チェックリストについて説明することで、効率的にその意義等を伝えることができた。

(4) 競争評価の内容の向上に係る施策

各府省が行う競争評価について、規制が競争に与える影響をより詳細に分析できるような内容にすること及びそのような詳細な分析を各府省が行うことを効果的に支援する方法については、経済学、規制の事前評価及び行政実務の多岐にわたる論点を整理した上で検討する必要がある。そのためには、経済学や、規制の事前評価に係る専門家の知見が不可欠であるところ、検討会という形式で、当該専門家が一堂に会して議論することで、多岐にわたる論点の整理及び方向性の検討を進める取組が効率的に行うことができた。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

- (7) 各行政機関共通区分  
相当程度進展あり

(1) 判断根拠

「入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施回数」及び「公開セミナーの開催回数」に関しては、具体的な数値目標を達成している。

また、「発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況」及び「事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況」に関しては、一定の高い理解度、有益度を示しており、目標を達成したといえる。

「各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着及びその内容の向上による各府省に対する競争政策の定着状況」については、回答内容等に改善の余地がみられる例もあり、各府省における競争政策の定着という目標を達成したとまではいえないが、一定の実績を示しており、取組が相当程度進展したと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、発注機関における発注業務の改善、競争政策や競争政策に係る最近の主要な論点に関する情報発信、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着等のために必要かつ有効であり、また、その活動は効率性があったと評価できる。

なお、平成25年度及び平成26年度に開催された6回の公開セミナーのうち、参加者の満足度が特に高かった2回（第36回〔97.4%〕及び第37回〔97.2%〕）について見ると、参加者アンケート中の、「公開セミナーの参加理由」の質問に対し、「テーマ」を選んだ回答者の割合が他の回と比較して高くなっていることから、引き続き事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く必要がある。

## ウ 次期目標等への反映の方向性

### (ア) 施策

競争的な市場環境の創出を図るため、現在の目標を維持し、引き続き本件取組（入札談合等関与行為防止法等に係る発注機関向け研修の実施、公開セミナーの開催、各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進）を推進していく。

### (イ) 測定指標

本件取組は、発注機関における発注業務の改善、競争政策や競争政策に係る最近の主要な論点に関する情報発信、各府省における規制の事前評価に当たっての競争評価の定着のために必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があったと評価できる。そのため、各指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していく。なお、「発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容を向上させることによる発注機関に対する競争政策の定着状況」の測定指標に関しては、前記6(2)アのとおり、研修対象者が発注担当職員等であることを踏まえると、研修の理解度及び有益度はそれぞれ90%以上を、研修内容の周知予定についても発注機関で共有することで効果を拡大させること等を踏まえると、おおむね90%以上を維持していくことを今後の目標とし、来年度以降、定量的目標とすることも視野に入れて測定指標の見直しを検討していく。また、「事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進による事業者等に対する競争政策の定着状況」についても、前記6(2)イのとおり、公開セミナーや国際シンポジウムは、特定のテーマを事前に公表しているが、特定の参加条件を設定していないため、一定の知識を有する者以外の者が参加していると思われること等を踏まえると、満足度80%以上を維持していくことを今後の目標とし、来年度以降、定量的目標とすることも視野に入れて測定指標の見直しを検討していく。

また、公開セミナーのテーマ選定に当たっては、平成26年度行政

事業レビューにおいても、事業者や実務家等の関心が高く、かつ、競争政策上重要なテーマの選定に重点を置く旨、改善の方向性が示されているとおり、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解の増進を効率的に図るため、引き続きテーマの選定に重点を置くとともに、会場規模・講演内容・講演時間等の設定を適切に行うこととする。

各府省における規制の事前評価における競争評価の取組の支援・促進については、競争評価の定着を図る上で、競争評価チェックリスト及び手引等の配布に対するニーズがあり、かつ、それぞれの取組は効率的に実施されていることから、継続していく必要がある。その上で、引き続き、各府省の実施した競争評価について継続的にその内容を分析、検討していくことが重要である。

## 7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 入札談合等関与行為防止法の研修に関し、理解度等を定量的目標として測定指標の見直しを検討する旨の記載があるが、定量的目標とはどのような指標を考えているのか。</p> <p>（現在定性的指標の要素としている入札談合等関与行為防止法の研修の理解度等について、数値によりその達成度合いを測ることが可能ではないかと考えたことから、来年度以降、定量的目標を設定することを検討している旨回答した。）</p>	小西委員
<p>○ 競争評価チェックリストの回答の中に、規制の評価が適切でないものがみられる例があるとの記載があるが、適切でないとはどのような事例なのか。また、そのような事例に対して、どのような対応をとるのか。</p> <p>（例えば、競争評価チェックリストの作成に当たって、十分な分析をしていない事例である旨回答した。また、適切な評価がなされていない事例を減らすため、これまで検討会を活用してチェックリストの改善について検討を行ってきたところ、今後、競争評価チェックリストの内容を分析し、その結果をフィードバックするなどの仕組みを考えていくことが重要である旨回答した。）</p>	若林委員
<p>○ 公開セミナーに関しては、競争政策を扱ったセミナーは需要があると思うので、会場規模を大きくし、SNS</p>	田中委員

<p>などを活用して告知方法を工夫すべきである。 （意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。）</p>	
---	--